

対 外 報 告

提言：ジェンダー視点が拓く学術と社会の未来



平成18年(2006年)11月22日

日 本 学 術 会 議
学術とジェンダー委員会

この対外報告は、日本学術会議学術とジェンダー委員会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議学術とジェンダー委員会

委員長	江原 由美子（第一部会員）	首都大学東京都市教養学部教授
副委員長	後藤 俊夫（第三部会員）	中部大学学監
幹事	大沢 真理（第一部会員）	東京大学社会科学研究所教授
幹事	井谷 恵子（特任連携会員）	京都教育大学教育学部教授
	上野 千鶴子（第一部会員）	東京大学大学院人文社会系研究科教授
	桜井 万里子（第一部会員）	東京大学名誉教授
	橘木 俊詔（第一部会員）	京都大学大学院経済学研究科教授
	辻村 みよ子（第一部会員）	東北大学大学院法学研究科教授
	御子柴 克彦（第二部会員）	東京大学医科学研究所教授
	大内 尉義（連携会員）	東京大学大学院医学系研究科教授
	竹村 和子（連携会員）	お茶の水女子大学大学院人間文化研究科教授
	遠山 嘉一（連携会員）	日本女子大学大学院客員教授
	束村 博子（特任連携会員）	名古屋大学大学院生命農学研究科助教
	姫岡 とし子（連携会員）	筑波大学大学院人文社会科学研究科教授
	山内 章（特任連携会員）	名古屋大学大学院生命農学研究科副研究科長、教授

日本学術会議学術調査員 加藤 秀一（明治学院大学社会学部教授）
佐藤 文香（一橋大学大学院社会学研究科助教）

委員会活動記録

・委員会開催

- 第1回 平成18年2月3日
- 第2回 平成18年3月15日
- 第3回 平成18年4月12日
- 第4回 平成18年5月29日
- 第5回 平成18年6月26日
- 第6回 平成18年7月25日
- 第7回 平成18年8月29日
- 拡大役員会第1回 平成18年9月22日
- 第8回 平成18年10月4日
- 第9回 平成18年10月30日

・科学者委員会男女共同参画分科会との合同委員会

- 第1回 平成18年7月8日

・日本学術会議主催公開講演会

「身体・性差・ジェンダー —生物学とジェンダー学の対話—」

平成18年7月8日

講演者：

- | | |
|--------|--|
| 原 ひろ子 | 城西国際大学大学院人文科学研究科客員教授、
お茶の水女子大学名誉教授、日本学術会議連携会員 |
| 上野 千鶴子 | 本委員会委員 |
| 東村 博子 | 同上 |
| 大内 尉義 | 同上 |
| 井谷 恵子 | 同上 |

ディスカッサント：

- | | |
|---------|--------------------------------------|
| 五十嵐 隆 | 東京大学大学院医学系研究科教授、日本学術会議会員 |
| 加賀谷 淳子 | 日本女子体育大学客員教授、日本学術会議会員 |
| 黒田 公美 | 独立行政法人理化学研究所脳科学総合研究センター
基礎科学特別研究員 |
| 竹村 和子 | 本委員会委員 |
| 長谷川 真理子 | 総合研究大学院大学教授、日本学術会議連携会員 |
| 松田 昌子 | 山口大学大学院医学系研究科教授 |

・ヒアリング

平成 18 年 9 月 22 日

小川 眞里子 三重大学人文学部教授
田中 富久子 国際医療福祉大学小田原保健医療学部学部長

・シンポジウム「ジェンダー視点が拓く学術と社会の未来」

平成 18 年 10 月 30 日

講演者：

渡辺 美代子 (株)東芝 研究開発センター グループ長、
日本学術会議連携会員
中道 仁美 愛媛大学農学部助教授
辻村 みよ子 本委員会委員
大沢 真理 同上

コメンテーター：

桜井 万里子 本委員会委員
川口 章 同志社大学政策学部教授
遠山 嘉一 本委員会委員

要 旨

1 作成の背景

- ・日本学術会議は、第 18 期に「ジェンダー問題の多角的検討特別委員会」が対外報告「ジェンダー問題と学術の再構築」を、第 19 期にはジェンダー学研究連絡委員会及び 21 世紀の社会とジェンダー研究連絡委員会作成の対外報告「男女共同参画社会の実現に向けて—ジェンダー学の役割と重要性」を公表し、「ジェンダー視点による学術の高次の発展」の実現に向けて、着実に取り組んできた。

2 現状及び問題点

- ・「ジェンダー視点による学術の再構築」は、人文・社会科学のいくつかの学問においてはある程度達成されたが、少なからぬ学問分野においては、不十分であるか、全く手つかずの状態である。このような現状の背景には、ジェンダー（*）概念に対する誤解等もあり、科学者コミュニティ、行政及び教育研究機関、マスコミ・企業・一般市民の間にその意義が十分浸透していないことが考えられる。

3 提言等の内容

(1) ジェンダー研究とは

- ・ジェンダー研究とは、「ジェンダーに敏感な視点（ジェンダー視点）」に立って人類をめぐる諸現象を分析・解明する、学際的な研究領域である。
- ・近代から 20 世紀前半まで、学術の諸分野は西欧を起源とするという理解が優勢だった。そこでは、知の担い手は、暗黙のうちに（欧米の白人で健康な）男性であることが自明視されていた。また、人間を研究対象とする場合にも同様に、（欧米の白人で健康な）男性を、基準とすることが想定されていた。
- ・これに対して、人種・民族・階級・年齢・障害の有無などの点で、多様な人間を知の担い手かつ対象とする諸研究（ポスト・コロニアル研究、ブラック・スタディーズ、女性学、アジア発のアジア学、当事者による障害研究など）が、20 世紀後半以降、生起・発展してきた。
- ・「ジェンダー視点」とは、人種・民族・階級・年齢・障害の有無などの差異と交差するジェンダーを問い直すことを通じて、真に多様な人間存在に対して配慮を要請するものであり、既存の学問における研究

の主題や方法を「ジェンダー視点」で見直す諸研究は、人間存在の多様性に配慮することを通じて、多様な生の共存に貢献してきた。

(2) ジェンダー研究の学術への貢献

- ・ジェンダー視点に立つ研究は、従来、人文・社会科学領域を中心に進められてきたが、近年、人文・社会科学以外の自然科学領域・複合領域においても、貴重な成果を挙げつつある。ジェンダー視点を入れた性差医療及び工学・農学におけるジェンダーなどの諸研究は、これらの学問領域に新しい視角をもたらし、「人間のための学術」に大きく貢献している。
- ・国際連合が 2000 年に設定した「ミレニアム開発目標」においてジェンダーが中心的な要素になっていることにも示されるように、ジェンダーとは国際的に確立された概念であり、ジェンダー研究がこれまでになしてきた国際的な成果と貢献は否定することができない。

(3) ジェンダー研究の人類社会への貢献

- ・人知の可能性は限りなく大きく、ジェンダー視点に立つ研究は、現時点で推測できる範囲を大きく超えた利益を、人類社会にもたらすことができよう。ジェンダー視点を明確にして、真に社会的平等・正義に資する研究を推進することは、我が国の学術・文化の発展に不可欠である。
- ・しかしながら、一般にはジェンダー概念の誤解に基づくと考えられる言説も散見されるなか、ジェンダー概念の使用が制約されるようなことがあれば、我が国の学術研究は諸外国に対して劣後し、その成果の人類社会に対する還元も限定される恐れがある。

(4) 国際社会の歩みとともに

- ・男女平等は日本国憲法が掲げる重要な価値理念の一つであり、それに至る手段としての男女共同参画は、「21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」(男女共同参画社会基本法前文)であるという国民的合意がなされている。国際社会においても、国連で「女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃する条約」が採択され、日本は昭和 60 年(1985 年)にこの条約を批准した。
- ・第 20 期日本学術会議は大胆な機構改革の下、学術におけるいっそうの男女共同参画を求めて、努力を積み重ねてきた。しかしながら、国連の指標ジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)は 80 か国中

43 位（2005 年）と、今日なお、日本の女性の能力発揮の場は国際的には低水準に留まっている。このような現状において、ジェンダー視点に立った学術研究の進展は、あらゆる社会分野においていっそうの男女共同参画を促進し、男女平等社会の実現に向けて大きく貢献するであろう。

(5) 提言

1) 科学者コミュニティに向けて

- ・ジェンダー視点があるあらゆる学術研究にとって必要かつ有効であることを認識し、各学問分野にジェンダー視点を取り入れること
- ・学術における男女共同参画施策などに、ジェンダー研究及び教育の成果を十分に活用すること

2) 行政及び教育研究機関に向けて

- ・ジェンダー視点に立った学術研究及び教育を支援・育成すること
- ・ジェンダー概念の重要性を十分に認識し、その使用を促進すること

3) マスコミ・企業・一般市民に向けて

- ・情報の発信及び受信において、ジェンダーに敏感な視点を持つこと
- ・経済活動及び社会生活において、ジェンダーに敏感な視点を持つこと

本委員会は以上を提言し、男女共同参画社会の実現に寄与することを通じて、国民の健康福祉の向上、ひいては世界の平和と幸福の追求に資することを期待する。

(*) 本報告において、ジェンダーとは社会的・文化的性（性別・性差）を意味する学術用語とする。定義/用法については、第1章「はじめに」を参照のこと。

目 次

1	はじめに	1
2	ジェンダー研究の成立とその展開	4
(1)	学術におけるジェンダー視点の誕生と変遷	4
(2)	人文・社会科学におけるジェンダー研究の展開	5
	歴史学とジェンダー	5
	文学とジェンダー	7
	精神分析とジェンダー	8
	経済学とジェンダー	9
	法学・政治学とジェンダー	10
	社会学とジェンダー	11
	体育学・スポーツ科学とジェンダー	12
(3)	社会におけるジェンダー概念の有効性 21世紀社会とジェンダー	13
(4)	ジェンダー概念の意義のまとめ	14
3	生物学とジェンダー研究との対話	17
(1)	セックスとジェンダー	17
(2)	生物学的性(セックス)の成り立ち	18
	性の意義	18
	遺伝子による性の決定	18
	ホルモンによる性の決定	19
(3)	脳の性差とジェンダー	21
	脳の性差	21
	脳の性差におけるセックスとジェンダー	22
	性自認(ジェンダー・アイデンティティ)	24
(4)	神経科学とジェンダー	24
	哺乳類養育行動の神経機構研究	24
	乳幼児の発達と養育に関する研究とジェンダー	26
(5)	進化生物学とジェンダー	27
(6)	生物学史とジェンダー	28
(7)	セックスとジェンダー、そして男女共同参画	30
(8)	生物学とジェンダー研究の更なる対話を目指して	31
4	ジェンダー視点が拓く学術と社会の未来	35
(1)	性差医療における可能性	35
	性差医療とは	35
	疾患、臨床症状、疾病の予後における性差	35

ア	動脈硬化性疾患における性差の特徴	36
イ	骨粗鬆症の性差の特徴	37
ウ	認知症の性差の特徴	38
エ	老年症候群の性差	38
オ	疾病の症状、経過、予後の性差	38
	平均寿命と健康寿命の性差	38
	薬物動態、薬力学の性差	39
	性差を考慮した診療ガイドラインの必要性	39
	女性専用外来について	40
	性差医療の課題	40
(2)	工学領域における可能性	42
(3)	農学領域における可能性	45
	農学領域におけるジェンダー	45
	農学領域の研究対象におけるジェンダー	47
(4)	社会政策領域における可能性	48
(5)	ジェンダー法学における可能性	50
5	結論と提言 ジェンダー視点が拓く学術と社会の未来のために	53
<参考文献>		56
<付録>		
	年表 学術とジェンダーをめぐる動向	66
	日本学会会議主催公開講演会「身体・性差・ジェンダー 生物学とジェンダー学 の対話」プログラム	72
	シンポジウム「ジェンダー視点が拓く学術と社会の未来」プログラム	73

1 はじめに

20 世紀後半、科学という知の営み自体を相対化する学術的研究が、数多く生まれた（注1）。トマス・クーンの『科学革命の構造』を始めとして、科学が累積的定性進化的に普遍的真理に向けて進歩していくものではないことが説得的に示され、科学も歴史的に意味づけられた社会の一つの構成要素であり、各時代の社会から影響を受け、またそれに影響を与えていくものであることが、広く認識されるようになった。

他方、20 世紀における科学の担い手は、科学・技術の普及とともに、従来の枠から大幅に拡大した。19 世紀においては、科学者のほとんどは、欧米先進国の男性であったが、20 世紀には、アジア・アフリカなどを含む多くの国々の男女によって担われるようになった。その結果、科学的研究の中に、「西欧中心主義」や「男性中心主義」が暗黙に含まれていることが、人文・社会科学を中心に、数多く指摘されることとなった。

本報告の主題である「ジェンダー視点が拓く学術と社会の未来」は、主に人文・社会科学の学問において 20 世紀後半に生じた、科学的研究活動それ自体を相対化し、知の更なる検証と発展を推進する、「科学の自己認識・自己批判活動」に根拠を持っている。本報告は、「ジェンダー視点が拓く学術と社会の未来」を、このような大きな流れの中に位置づけ、ジェンダー視点の意義を検討・確認するとともに、将来の可能性を吟味し、学術と社会のより良い未来を展望するために何が必要なのかを提言するものである。

本報告において、ジェンダーとは「社会的・文化的性（性別・性差）」を意味する学術用語とする。ジェンダーは、人種・民族・階級・年齢・障害の有無などの差異と交差しながら多様な形態をとることが知られている。ゆえに、「ジェンダーに敏感な視点」とは、人間という種を男女という生物学的性別に還元するのではなく、「人種・民族・階級・年齢・障害の有無などによって多様性を持つ性別＝ジェンダー」に、十分配慮する視点のことを指す（注2）。「ジェンダーに敏感な視点」を本報告では簡略のために「ジェンダーの視点」あるいは「ジェンダー視点」と呼ぶことにする。また、各学問領域において展開されている「ジェンダーの視点」に基づく諸研究を、「ジェンダー研究」と総称する（注3）。

日本学術会議は、1977 年以来、女性研究者の待遇改善及び学術研究により多くの女性が参加できる環境形成を求めて活動を行ってきた。

第 18 期「ジェンダー問題の多角的検討特別委員会」は、平成 15 年（2003 年）5 月 20 日に対外報告「ジェンダー問題と学術の再構築」を公表し、学術における男女共同参画と「学術の再構築」が深い関連性を持つ問題であること

を明らかにするなど、「ジェンダーの視点による学術の再構築」の必要性を社会に示す役割を積極的に果たしてきた。同様に、第 19 期においても、第一部（当時）ジェンダー学研究連絡委員会と第二部（同）21 世紀の社会とジェンダー研究連絡委員会が、平成 17 年（2005 年）6 月 23 日「男女共同参画社会の実現に向けて ジェンダー学の役割と重要性」を共同対外報告としてとりまとめ、ジェンダー視点による学術の再構築が、男女平等という価値理念の実現及びその政策的課題であるところの男女共同参画社会形成にとって持つ意味を明確にした。また、理系分野においても、理系の研究連絡委員会が中心となって、平成 16 年（2004 年）11 月 24 日に日本学術会議主催公開講演会「どこまで進んだ男女共同参画」を開催するなど、大学や企業における男女共同参画の現状と課題を明らかにしてきた。

本委員会は、これらの日本学術会議の活動を踏まえ、学術への「ジェンダー視点」の導入が、男女共同参画社会の実現のみならず、より広い「学術と社会のより良き未来」にどのように貢献するのかを問うことを主たる検討課題とし、平成 17 年（2005 年）12 月 1 日に「課題別委員会」として設置された（課題別委員会は第 20 期日本学術会議で導入された制度）。委員会においては、学術へのジェンダー視点の導入が、これまでどのような成果を上げてきたか、現在どのような問題が生じているか、今後どのような成果を期待できるかという三つの主題が検討された。

以下、第 2 章でジェンダー研究の成立とその展開を概観し、第 3 章で生物学における性（性別・性差）研究の現状とジェンダー概念のかかわりを検討し、第 4 章でジェンダー視点が今後展開していく可能性のある諸研究領域を論じ、最後に第 5 章でジェンダー視点が拓く学術と社会の未来のために提言を行う。

（注 1）科学を相対化するような研究の進展を踏まえて、本報告において学術研究という語は、経験科学の認識方法を基準とする科学研究に留まらず、論理的・合理的・体系的認識を求めるすべての学問的研究を含む語として使用する。

（注 2）ジェンダーという概念の使用については、誤った解釈に基づく言説が流されているが、学術研究においては性差を否定するような使用例はほとんどない。生物学的性（性別・性差）とジェンダー概念については本報告第 3 章参照のこと。

（注 3）ジェンダー研究は Gender Studies の日本語訳。第 19 期の対外報告においては、同じ語に「ジェンダー学」という訳語を当てているが、本報告においては、「ジェンダー研究」に統一した。日本において Women's Studies という語は、1970 年代に女性学と訳され、定着した経緯がある。ここから、女性学

の視点をより一般化した研究視角を持つ Gender Studies を、ジェンダー学と訳す訳し方が生まれたと思われる。しかし、「学」という語が固有の対象と方法を有する専門分野という意味を持つのに対し、ジェンダー研究は、むしろ視点とアプローチの採用を意味する。このため、本報告ではジェンダー研究に「学」という語を使用することによる誤解を避け、学際的研究領域であることをより明確に示すため、「ジェンダー研究」という語を選択することとする。

2 ジェンダー研究の成立とその展開

本章では、まず、第1節で学術におけるジェンダー視点の誕生と変遷を、第2節でジェンダー視点の導入が一定の成果を上げている学問領域の状況を概観する。これらを踏まえて、第3節及び第4節では、社会におけるジェンダー概念の有効性について述べる。

(1) 学術におけるジェンダー視点の誕生と変遷

ジェンダーという概念は1960年代に登場し、70年代以降女性学・ジェンダー研究者によって広く採用され定着した。

ジェンダー概念が必要とされたのは、生物学的カテゴリーとしてのセックスと社会的・文化的カテゴリーとしてのジェンダーとを区別するためであった。生物学的カテゴリーとしてのセックスは、遺伝子、内分泌、内性器、外性器、脳、第二性徴、性行動の重層によって生じる複合的な現象である。以上の各水準における生物学的性差には、両極の間に連続性があり、各水準の間の対応関係には蓋然性が認められ、したがって、一致している場合もあれば不一致の場合もある。それらの知見をもたらしたのは、他ならぬ生物学的性差研究であった。

他方、社会的・文化的カテゴリーとしてのジェンダーは、中間項を排除する二項対立に特徴がある。ジェンダーの社会的・文化的認知は、通常新生児の外性器の外見による男女の識別に始まり、言語の習得とともに性自認の形成を伴い、社会的文化的に学習された性別役割への社会化を通じて成り立っている。このような性別二元制（注4）の下に作りあげられた社会システムを、ジェンダー体制と呼ぶ。ジェンダーにも性自認、性欲望、性役割、性的指向等の水準があり、その間には、連続性、蓋然性、したがって一致と不一致がある。以上のようなジェンダー現象の経験的な連続性・蓋然性と、カテゴリーとしてのジェンダーの不連続性・決定性との間には、ずれがある。

今日における学知としてのジェンダー概念は、言語論的転回以降の20世紀における科学認識論の影響を受けている。歴史家のジョーン・スコットは、ジェンダーに、「肉体的差異に意味を付与する知」という簡潔な定義を与えた。ここでジェンダーとは、外性器に象徴される生殖機能に焦点をあてて人間集団を二項に差異化する言語的認知カテゴリーを言い、また「知」とは、「真理とは何か」を規定する権力を指す。また、クリスティーン・デルフィは、ジェンダーを、男女というカテゴリーそのものを意味する概念としてではなく、男女という非対称的な二項からなる性別カテゴリーを生産する実践、すなわち、「非対称的な差異化実践」を意味する概念として定義する。彼女によれば、ジェンダーの「区別」が社会的公正に

反するとされるのは、カテゴリーの非対称性に価値規範上の「差別」が結びついているからである。

また、ジュディス・バトラーは、ポスト構造主義の言説理論をジェンダー研究に導入し、「セックスはジェンダーという言語カテゴリーを介してのみ認知される」ことを指摘し、その主張をこめて、「セックスはジェンダーだ」あるいは「ジェンダーがセックスに先行する」という表現を行なった。すなわち、生物学的性差を研究対象とする人々も、個体を二つの集団に分類しその一方を「オス」、他方を「メス」と命名したり、その中から逸脱例を発見したりするなどの認知的操作には言語カテゴリーを用いているのであるから、セックスという生物学的性差も、ジェンダーと同じく言語的なカテゴリーであり、社会的文化的な認知から独立したものではないというわけである。しかし、この「セックスはジェンダーだ」という表現や彼女の主張には、自然科学者を中心とする研究者の間で、異論もある。

学問の分野では1970年代に女性学が成立したが、それが80年代にジェンダー研究へと転換するに当たって研究領域は飛躍的に拡大し、アプローチは女性という「項」から性別という「関係」へ、更に女性領域というローカル（局地的）から学問横断的にあらゆる分野へジェンダーという分析カテゴリーを導入するというユニバーサルなものに変わった。また、男性学の名の下に男性性の社会的・文化的構築を探究する研究も生まれた。ジェンダー研究はこれまでの研究に新しい主題を付け加えるに留まらず、これまでの研究のジェンダー・バイアスを問い、学問の組み替えを要求した。ジェンダー研究は、明らかにジェンダーの偏りがあると分かる対象ばかりでなく、一見中立的・客観的に見えるさまざまな領域の中にも、隠されたジェンダーの非対称性があることを明らかにしてきた。すなわち、差異があると思われるところでは差異を相対化し、差異がないと思われるところに差異を発見するという理論的なツールとして、ジェンダーという概念は強力な効果を発揮してきたのである。

（注4）男女という非対称的二項で人間集団を分類する思考方法を性別二元論、性別二元論に基づく社会制度を性別二元制と呼ぶ。

(2) 人文・社会科学におけるジェンダー研究の展開

ジェンダー概念の導入は、人文・社会科学の学問領域を中心に進められてきた。以下では、歴史学、文学、精神分析、経済学、法学・政治学、社会学、体育学・スポーツ科学におけるジェンダー研究の展開を順に見ていく。

歴史学とジェンダー

かつては男女の本質的な相違あるいは自然の性差と見なされていた特性の多くが、現在では、社会的・文化的に形成されたものであることが明らかになっている。ジェンダーの歴史学は、こうした認識に到達するに当たって大きな貢献をした。

近代以前のヨーロッパでは、男女の果たす役割や地位は社会的要請に従うものであり、ジェンダーによる相違と同時に、身分や階層による違いが大きかった。これに対して 18 世紀後半以降の啓蒙期において、男性は生まれながらにして強靱、理性的、能動的なのに対して、女性は脆弱、感情的、受動的というように、二項対立的な捉え方がなされるようになり、「男性は仕事、女性は家庭」という男女の役割分担は「自然の性差」によって決定されているとされた。だが、「自然の性差」という見解それ自体が歴史的に構築されたものであり、したがって、男女の特徴や役割とされるものも決して不変なものではなく、変わりうるものである。

ジェンダー史は、男性 / 女性、男らしさ / 女らしさという非対称的な差異が歴史的にいかに構築され、それが政治、経済、社会制度や秩序の形成にいかに組み込まれていくのかを明らかにしている。例えば、女性は感情的という理由で参政権から排除され、脆弱、無知、本来の領域は家庭という根拠で二流の労働者とされ、国家のために健康な子どもを産む母としてナショナリズムとリンクされた。

従来は女性史研究は、歴史研究が「中立」=「普遍」という名の下に男性の活動に焦点を合わせ、女性を排除してきたのに対して、女性を歴史の主体として目に見えるものにすることが中心だった。その上でジェンダー史は、男性もジェンダー化されていると見なし、男性性の歴史的構築と、それが歴史的に果たした機能も探究している。例えば、兵役義務は、ジェンダーの両極分化を推進し、市民権とリンクすることで男性性の社会的価値を高め、軍隊は「男性性の学校」として機能した。「自国は勇敢な男性」、「敵国は臆病な女性」と、女性性に付与されたネガティブな意味がジェンダー化された表象に用いられている。制度化や社会の安定のための秩序形成においては、ジェンダーの差異が基盤にされることでジェンダーが強化された。例えば、女性保護法の制定によって、「女性は自分で自分を守れない弱者」、「男性は意思強固な自律的存在」という差異化がなされ、社会保険では、女性は男性に扶養される存在、労働者の基準は男性という見解が強化されたのである。

残存する史料が近現代に比べ圧倒的に少ない前近代史の研究においても、ジェンダーという分析の道具を得たことにより、通説、定説の見直しが図られている。史料の欠落を埋める際に行われた説明に、性差による役割の相違を本質的とする立場からのゆがみがあることが明らかとなってきたからである。例えば、日本古代史では女帝を「中継ぎ」にすぎなかったとする説や、「巫女」として帝位についたとする解釈への疑問

が説得的に提示され、古代の天皇は性差にとらわれなかったことが明らかにされた。西洋古代史においても、「男らしさ」を美德とする古代ギリシアにおいて、その美德に反するとみなされる手仕事や商取引が奴隷や外国人に委ねられた結果、経済活動に停滞あるいは偏りが生じたという見方も提示され、当該社会に内在する問題点が明らかになってきている。

歴史研究が既存のジェンダー関係の再生産と普遍化に寄与しないためには、史料の記号、表象、観念、慣用語、観察方法に内在するジェンダー・バイアスに注意を払い、これを根本的に批判しながら推進していくことが必要である。

文学とジェンダー

ジェンダーは、社会的・文化的に意味づけられた歴史的構築物である。それゆえ、ジェンダー体制への問題提起は、早い時期より、言説実践の分析を介して行われてきた。言説実践は、社会・文化そして人の認識を構造化しており、文学はその特に集約的な発露である。それゆえ、言説実践の分析成果は、文学批評の枠を超えて、フェミニズムの運動や研究に影響を与えてきた。例えば、ケイト・ミレットの『性の政治学』は、フェミニズムの視点が学問領域に入ってくる 1970 年代に、これの端緒を開き、フェミニストのバイブルとも呼ばれたが、その後半部分は、文学分析に当てられている。

初期のフェミニズム文学批評では、それまで周縁化されていた女性作家や女性登場人物あるいは女性的とされるテーマを、発掘したり解釈したりすること、及び性差別的にステレオタイプ化された人物造型に対して批判することに、重点がおかれた。しかし、この初期のフェミニズム文学批評の視点には、人間を差異化する他の軸（年齢、エスニシティ、障害の有無など）をともしれば無視し、女の「本質」が普遍的に存在するかのように見なす傾向があることが、80年代になって指摘された。同じ時期多文化主義が隆盛したこともあり、「女のなかの差異」がどのように性別二元論と交差しているかという点に、研究対象が移った。また、70年代よりポスト構造主義哲学・ポストモダン哲学が、近代思想・近代哲学における理性／感情等の二元論に基づく思想を批判し、二元論的思想から脱却しようという「脱構築」の視点を提起して、文学批評に大きな影響を与えていた。また、同じポスト構造主義・ポストモダンの影響を受けたフレンチ・フェミニズムも、80年代に紹介された。その結果、フェミニズム文学批評は、精緻なテキスト分析と、性別二元制そのものに関わる認識論的な探究に導かれることになった。

また、イヴ・K・セジウィックの『男同士の絆』や『クローゼットの認識論』、及びジュディス・バトラーの『ジェンダー・トラブル』は、

セクシュアリティの次元に掘り下げて、文化的偏向性を指摘した。これらの著作の影響もあり、同時期に勃興したセクシュアリティ研究にも影響を受けて、文学研究の中では、広くホモソーシャルリティや非異性愛の明示的・暗示的な表象が、分析されるようになった。また、80年代半ばより、ガヤトリ・C・スピヴァクやトリン・T・ミンハらは、植民地主義と性差別が折り重なる地点で重層的な抑圧が存在したことを指摘した。重層的な抑圧を受けている存在＝「サバルタン」は、対立する意味体系によって、声を発する可能性を幾重にも奪われてしまうのだと。

一方、映像表象やそこにおける観客の視線についても、ローラ・マルヴィらが研究を行っており、このようなフェミニズム研究の存在は、文学研究の対象拡大にも結びついている。

このように、フェミニズム文学研究を牽引してきたのは英語圏文学である。しかし、そうした研究が、日本に紹介されたり、その邦訳が順次出版されるにしたがって、日本文学においても、主に近現代文学からフェミニスト読解が試みられ、英語圏文学と同様にカノン（正典）の見直しがなされるようになった。近年では天皇制とジェンダーの関係から王朝文学の再読も試みられている。

精神分析とジェンダー

精神分析には、臨床的な学知であると同時に、人の心理を探究する思想的視野であるという二面性があり、フェミニズムとは複雑な関係に立つ。精神分析という概念を作ったジグムント・フロイトは、人の性欲望を生物学的決定論から引き離して、「リビドー」という心的エネルギーに関わるものと見なし、同時に、性「倒錯」と「正常な」心理のなかに連続性を見いだすことで、人の心理メカニズムの複雑さを探究しようとした。これは、当時の性差別的な臨床から心理研究を離脱させる点で画期的だった。一方、フロイトはその膨大な著作の中で相互に矛盾する記述を行い、特に、自己形成をエディプス構造という父 - 息子関係で説明することで、女性の自己形成を軽視した。そのため、彼の理論はフェミニズム研究において真っ先に批判される学問的準拠枠となった。しかし、ジュリエット・ミッチェルは、フロイトが性差別を「処方した」のではなく、単に「記述した」だけだと擁護し、また、前エディプス期の母 - 子関係を論じたメラニー・クラインに焦点を当て、精神分析をフェミニスト的に取り込む動きも見られた。

その中で思想的に大きな影響を与えたのは、規範がすり込まれる以前の欲動の場としての「コーラ」の概念を打ち出したジュリア・クリステヴァである。

1990年代に入ると、精神分析とフェミニズムの関係は更に複雑に、その分、可能性を秘めたものとなった。特に、ジュディス・バトラーは、

精神分析が温存している性別二元論を仮借なく批判しつつも、「メランコリー」といったフロイトの分析ツールを積極的に活用して、心的構造に刻まれる男性中心的な異性愛規範を明るみに出そうとした。なお、性別の象徴性については、ラカン派との間に論争が続いている。

精神分析は、ジェンダー研究の中で頻繁に触れられるだけでなく、参考文献に挙げた文献などでは直接に論じられ、また、ゲイ・セクシュアリティに関しては、レオ・ベルサーニがフロイトを再読することを主張している。しかし、残念なことに日本のジェンダー研究においては、精神分析批判にせよ、そのツールのフェミニスト的活用にもせよ、人の心的メカニズムの理論的追究が十全に推し進められてきたとは言えない。

異性愛を強制する制度や性差別が今後解消されたとしても、なおジェンダーにまつわる偏見は残存する恐れがある。認識の根幹でいかなる心理機制が働き、現存の性別二元制を稼働させているのかを分析することは、そうした偏見を払拭する意味で重要なことであり、ジェンダー研究における今後の展開が期待される。

経済学とジェンダー

経済学において性別分業や女性への差別が取り上げられるようになったのは、G・ベッカーが「新しい家計の経済学」を提唱し始めた1960年代である[Becker 1965]。夫は家計収入の主たる稼ぎ手で、妻は家事・育児の主たる担い手という家庭内の性別分業は、男女の選好（何に高い価値を与えるか）、比較優位（何を得意とするか）及び身につけた技能を含む手持ち資源の量と組み合わせによって説明された。家計は、外部に対しては自己の効用を極大化するようにふるまうという意味で「利己的」とされるが、その際に世帯員が種々に持つはずの選好は集計されて統合されていると仮定される。世帯主が世帯員全員の趣味や嗜好を勘案して効用関数を一本にまとめるといっているのであり、世帯主や世帯員間の関係は「利他的」とされた。

そうした新しい家計の経済学に対しては、1980年代後半から批判が提起されてきた[Folbre 1986, Dwyer and Bruce 1988, Sen 1990, Elson 1994]。そこでは、世帯員間に相容れない選好があって利害対立が生じたり、極大化されたはずの効用が一部の世帯員には享受されないというような不平等が生じたりする事態を、分析に組み込むことが要請された。家族ないし世帯を利他主義に満たされた世界と想定するのではなく、協調しながらも対立を含む協調的対立（cooperative conflict）関係として扱うべきだといっているのである。このような観点から、夫婦間、親子間の種々の交渉が経済学的に分析されるようになった。

家族の外部の労働市場に関して最も重要な論点は、女性への差別、すなわち、採用、昇進、働き方（正規社員か非正規社員か）、賃金等にお

いて差別があるかどうかという論点である。これまでの日本では女性への差別は不幸にして存在していた。これを無くすることは、重要な目標である。

この分野において困難なのは、統計的差別ないし間接差別と呼ばれる事実をどう処理するかということである。女性は短期間しか勤労しないことが統計的には判明しているのに、企業が女性に対して職業訓練をしないとか、総合職は男性で一般職は女性で充当する、職業人としての資質と実績は同じでありながら女性の昇進を男性より遅らせる、といったことがこれらの差別の例である。

こうした差別を削減するために、日本では昭和 60 年（1985 年）に男女雇用機会均等法が制定された。この法律はその後、平成 9 年（1997 年）、平成 18 年（2006 年）と改正を重ね、徐々に良い方向に進んでいるが、現在でも理想からは遠いと言わざるを得ない。

では、どのような政策が望まれるだろうか。第一に、均等法における監視活動と罰則規定が十分ではない。これは均等法に限らず、日本の法律の多くに該当することなので、日本社会に特有な雰囲気として、法律を遵守することの重要性を理解する精神を醸成しなければならない。

第二に、クォータ（割当）制度、例えば半強制的に何%以上の女性を管理職に登用する義務を課すというような政策を短期間でも導入する必要がある。もとより間違えば害を発生する（例えば逆差別）こともあるので、この政策は周到に導入されなければならない。

第三に、国民に男女共同参画社会の意義を理解してもらえるような啓蒙活動が必要である。成人した人々への啓蒙は頭の切り替えがそう簡単ではないので、これから社会に出る学生や児童への教育の方が、時間はかかるがより効果的であろう。

法学・政治学とジェンダー

近代以降の法制度や人権論は、すべての人の普遍的人権を保障したかのような外見をとりつつ、実際には性差別や人種差別を内包していた。1789 年のフランス人権宣言が「人 = 男」の権利宣言にすぎなかったことをオランプ・ド・グージュやメアリ・ウルストンクラフトが喝破して以来、このような近代人権論や近代法の本質が批判されてきた。これに対して現代の法制度では、第二次大戦後の国際人権条約や諸国の憲法によって男女平等が保障され、1979 年の女性差別撤廃条約では、法律のみならず慣習・慣行上の差別の禁止や暫定的特別措置も明記された。

しかし、性別役割分業論や公私二元論の下で女性に対する差別や人権侵害が温存されてきたことから、欧米では第二波フェミニズムの影響を受けて、性差別問題を法理論的に解明するフェミニズム法学（Feminist Jurisprudence）が盛んになった。セクシュアル・ハラスメントやドメス

ティック・バイオレンス等の女性の人権侵害を明らかにし、ポルノグラフィ規制条例を提案するなど、キャサリン・マッキノン、フランシス・オルセンらの理論的・実践的貢献は極めて大きい。1990年代以降は、女性の問題だけでなく男女の性差自体やセクシュアリティに敏感な視点に立ったジェンダー法学研究・教育が進展し、大学の法学専門誌の中にも「ジェンダーと法」ジャーナルと銘打つものが数多く出現した。

日本でも、平成11年(1999年)の男女共同参画社会基本法の制定を契機に、性差についての固定観念や偏見(ジェンダー・バイアス)、性別役割分業等が男女平等を阻んでいることが自覚されてきた。特に、司法や法学の領域にジェンダー・バイアスが現存することから、平成15年(2003年)12月に学際的なジェンダー法学会が設立され、ジェンダーの視点からの法学研究、研究と実務の架橋、ジェンダー法学に関する教育の開発が目指された。さらに、平成16年(2004年)4月から開始した法科大学院では「ジェンダーと法」などの科目が設けられ、法曹養成課程にジェンダー視点が導入された。同時に、21世紀COEプログラム(社会科学分野)において「男女共同参画社会の法と政策 ジェンダー法・政策研究センター」(東北大学)が採択され、ジェンダー法学・政治学の新研究領域の開拓を目指して多角的研究・教育が進められてきた[辻村2005]。

日本政治学会でも「性と政治」が重要なテーマとなり、平成18年(2006年)世界政治学大会(IPSA)でも、クォータ制など女性の政治参画推進のための理論的・実践的課題が議論された。

今後も、日本の男女共同参画促進に寄与するため、ジェンダー視点に立った法学・政治学の理論研究の深化が求められており、研究・実務・教育の各部門の連携による相乗的な成果が期待されている。

社会学とジェンダー

社会学におけるジェンダー視点の確立は、他の分野に比べて早い。1970年代には、パーソンズら主流の社会学者のジェンダー・バイアス批判が登場し、ジェンダーの社会学が誕生した。初期の女性学研究者には社会学者が多く、80年代のアメリカでは、女性学専攻の学科やプログラム、大学の研究センター、更に学部や大学院までが成立するようになった。日本に「女性学」の訳語をもたらしたのは社会学者の井上輝子である。その後、国際女性学会、日本女性学研究会、日本女性学会などが次々に誕生し、80年代には総合講座や学際研究の分野で、女性学・ジェンダー論のコースや講座、更に大学附属の研究所が各地の大学にできるようになった。

社会学におけるジェンダー研究は多岐にわたる。ジェンダー概念を中心に、性差や性役割を対象にした理論的実証的研究、フェミニズム

理論や運動史、ジェンダーの社会化過程の経験的研究、ジェンダーの同一性及び同一化の過程を母子関係や家族関係に求めた研究、就労や結婚・育児を契機としたライフコース論、ジェンダー規範及び実践の歴史社会学的研究、労働や職場のジェンダー配置をめぐる研究、メディアのジェンダー表象研究、教育とジェンダー研究、政治とジェンダー研究、ナショナリズムとジェンダー研究、グローバリゼーションとジェンダー研究など、これでもリストを尽くすことはできない。今日では、社会学が扱うすべての領域に「ジェンダー」が分析カテゴリーとして含まれることは、常識となっている。

ちなみに、社会学者4名(井上輝子、上野千鶴子、江原由美子、天野正子)を編者として1994-95年に刊行された女性学のアンソロジー、『日本のフェミニズム』の構成は以下のようになっている。「1リブとフェミニズム」、「2フェミニズム理論」、「3性役割」、「4母性」、「5労働と政治」、「6表現とメディア」、「7セクシュアリティ」、「別冊 男性学」。もとより、ジェンダー研究は学際的な分野であるが、「ジェンダー」が社会的概念である以上、どのディシプリンにおけるジェンダー研究も、何がしか社会学の影響を受けていると言ってよいであろう。今や社会学のみならずあらゆる研究は、「ジェンダーだけでは何も語れないが、ジェンダー抜きでも何も語れない」[上野 2002]段階に入ったと言ってよい。

体育学・スポーツ科学とジェンダー

体育学・スポーツ科学は人間の運動をめぐって研究を行う総合的な分野である。この分野は、スポーツ生理学などの自然科学から、社会学、教育学など人文・社会科学まで多面的な研究から成り立っており、エリートスポーツから、コミュニティの運動・スポーツ活動、学校体育まで幅広い研究対象を含んでいるが、ジェンダー視点からのこの分野の見直しについては、以下の三つの課題に整理することができる。

第一に、意思決定に参画する人々のジェンダー構成である。代表的な学術組織である日本体育学会を例にとると、6,000人を超える会員のうち女性の占める割合は20%弱(平成18年(2006年))であるのに対して、代議員は4%に満たない。体育学・スポーツ科学に関連する数多くの学術組織、関連する学部や専攻を持つ大学においても同様の傾向を示しており、ジェンダー構成の適正化を基本課題として取り組む必要がある。

第二に、研究テーマや方法へのジェンダー視点の導入である。スポーツへの女性の進出を契機として女性を対象とした研究の蓄積が進み、部分的にはあるもののジェンダー視点による研究も進められてきた。例えば、運動生理学の研究成果では、運動成績の性差は筋肉の量的差異と身体組成の差によるもので、男女の筋そのものの特性には差がないこと

が明らかにされている[加賀谷 1998]。さらに、筋肉量や脂肪量は、思春期以降、性ホルモンの影響を受けて男女差が拡大するが、身体活動量やトレーニングの量や質などの要因がこの差を押し広げていることが示唆されている[加賀谷 2006]。しかし、このような増幅された男女差が遺伝的・生理学的性差と見なされ、報告され続けてきた[ウェルス 1985 = 1989]。人間の持つ他の諸能力に比べて、運動成績やエネルギー系の体力は平均値としての男女差が大きい上に、最も男女差が大きい若年期のパフォーマンスが焦点化されるために、性カテゴリーを絶対視する傾向が見られる。関連するすべての研究分野において、男女間の差異を作り出す要因や個体差に着目した研究の必要性が認められる。一方、「筋肉重視・脂肪排除」というスポーツの一般的特徴は、女性選手の摂食障害や月経障害、初経発来遅延などを引き起こすことが明らかになっており、女性に視点を置いた研究が一層求められる。

第三に、ジェンダー研究そのものの深化が、歴史学、社会学、教育学など人文・社会科学の諸分野において進められつつある。例えば、近代スポーツの発展とジェンダーとの関連性、メディアによる男女アスリートの描写の仕方、ジェンダー視点から見た体育・スポーツ参加や指導の状況などについての研究成果が確認できる[飯田・井谷他 2004]。その蓄積はまだ不十分な状況にあるが、ジェンダー研究に焦点化した日本スポーツとジェンダー学会が発足するなど、この分野におけるジェンダー研究の多面的な発展が予測できる。ジェンダー研究の成果は、これまで自明視されてきた男女の二重基準や男女別カテゴリーなどを見直す契機となり、これによって体育・スポーツ実践の多様な可能性が拓かれることが期待できる。

(3) 社会におけるジェンダー概念の有効性 21世紀社会とジェンダー

21世紀を迎えた現在、主要な国際機関や各国政府等は、人間の男女の別を「ジェンダー」と表現するようになってきている（生物としてのヒトの性差に焦点を当てる場合は「セックス」が用いられる）。国連機関等において、この用語の使用は、国連開発計画（UNDP）の1995年人間開発報告に始まり、1995年9月の第4回世界女性会議で合意された北京行動綱領においてキーワードの一つとなった。

2000年9月には国連の第55回総会がミレニアム（千年紀）サミットとして開催され、約150か国の首脳が参加する最大の首脳会議となった（日本からは森喜朗首相が参加）。そこで採択された国連ミレニアム宣言では、「貧困、飢餓や疾病に取り組み、また真に持続可能な開発を促進する効果的な方途として、男女平等（Gender Equality）と女性のエンパワメントを促進すること」、「平和と安全保障、経済・社会開発、国際法と人権、

民主主義及びジェンダー問題（注5）等の様々な分野における、各国議会の世界機関である列国議会同盟を通じた、国連と各国議会の協力を更に強化すること」が謳われている。

このミレニアム宣言に、1990年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとしたものが、「ミレニアム開発目標」である。その目標3では、ジェンダー平等の推進と女性の地位向上が掲げられている。

さらに、2005年9月の第60回国連総会首脳会合で採択された成果文書でも、「我々は、ジェンダー平等を実現するためのツールとしてジェンダーの主流化の重要性を認識する。この目的のために、我々は、政治、経済、社会のあらゆる分野における政策及びプログラムの企画、実施、モニタリング、評価においてジェンダーの視点の主流化を積極的に推進することを約束し、さらに、ジェンダー分野において国連システムの対応能力を強化することを約束する」と明記された。

日本政府は、ミレニアム宣言を初めとする国連文書の採択に合意しているばかりでなく、2005年3月には我が国の政府開発援助に関する「GAD（ジェンダーと開発）」イニシアティブを公表し、国際的に評価された。同イニシアティブはGADについて、「開発におけるジェンダー不平等の要因を、女性と男性の関係と社会構造の中で把握し、両性の固定的役割分担や、ジェンダー格差を生み出す制度や仕組みを変革しようとするアプローチである」と述べている。

以上の国際的な文書が共通して示しているのは、21世紀の社会において、平和で人権が尊重された人類社会を地球規模で築いていく上で、ジェンダー概念は有効であるのみならず、不可欠であるということである。

（注5）原語は gender issues であるが、日本外務省の仮訳では「女性問題」とされた。

(4) ジェンダー概念の意義のまとめ

1960年代に心理学者や性科学者によって使用され始めたジェンダー概念は、その後、他の学問分野にも、あるいは新しい学際的領域にも採用されるに至り、現在では主要先進諸国の学術研究においてジェンダー視点に立った研究は枚挙の暇がないほど多数現れている。このような現状は、「ジェンダー」が、現実世界の抱えている矛盾や問題点を分析し、解明するために有効な概念であり、また、矛盾や諸問題を克服、解決するための方法を提示し得る概念であることを示しているものと言えよう。

社会学においては、現実の社会の各所、隅々までをジェンダー概念という光で照射し、差別の実態を、隠れていて表面には現れていないものまで

含めて、明るみに出してきた。その知見は、学術の分野に留まらず、現代社会に生きる女性や男性に、社会的・文化的存在である自己と他者との関係を見つめ直すきっかけを与えてきた。

ジェンダー概念は、視点を過去に移動させることにより、ジェンダー史という歴史学の新たな一分野を成立させた。従来「自然の性差」として自明視されてきた男女の役割分担についても、不変のものではないことが明らかにされ、女性性・男性性のいずれもが、長年の間にさまざまな社会的・文化的な色合いで歴史的に構築されたものであることが示されたのである。

また、文学研究者の間でも、フェミニズム文学批評に見られるように、1970年代という早い時期からジェンダー体制への問題提起が始められた。この分野は「女のなかの差異」への注目やセクシュアリティの表象分析など、ジェンダー研究の最先端の領域を切り拓き、他の学術分野の研究にも大きな影響を及ぼしてきた。

一方、フロイトに始まる精神分析についても、この研究が創始者以来、内在させてきた性差別をジェンダー視点から明るみに出しつつ、この研究の理論のあるものを発展させて、フェミニスト的に応用した心的構造の分析が進められてきたが、日本における研究はいまだ十分に展開されているとは言い難い。

経済学におけるジェンダー概念の導入は、女性差別の実態把握に貢献するだけでなく、家族や世帯の夫婦間・親子間交渉の分析に道を拓き、統計的差別や間接差別といった問題を人々に認識させ、その解決に向けた政策を模索する動きを促してきた。

こうした動向は、法学・政治学の分野においても同様に見られる。ジェンダー法学は、近代以降、普遍的人権を保障したかのような法制度や人権論自体に、性差別や人種差別が隠蔽されて内包されていたことが明らかにし、研究・実務・教育の連携の下に、法学、政治学、司法におけるジェンダー・バイアスを克服するための努力が続けられている。

体育学・スポーツ科学においては、スポーツ生理学などの自然科学分野も含め、ジェンダー視点を導入した研究が多面的に進められてきた。これらの研究は、体育やスポーツに関わる教育や文化が社会のジェンダー形成に密接に関わってきたことを明らかにしただけでなく、身体的男女差が必ずしも本質的であるとは限らず、男女間の差異を作り出す要因や個体差に着目する必要があるという認識をもたらしてきた。

以上、人文・社会科学の学問領域においてジェンダー概念が大きな研究成果をもたらしている現状を提示してきた。21世紀を迎えた今、国際機関や各国政府はジェンダー平等の推進と女性の地位向上を目標として掲げ、ジェンダーの視点を中心においた政策や企画を主要課題としている。このような現状がもたらされたのは、学術の諸分野における研究がジェンダー概念の重要性を着実に示してきたからに他ならない。学術におけるジェンダ

ー概念の導入は、人類の知の世界を一新させたばかりでなく、より良い未来に向けて男女を問わず人間の生活の質を向上させるグローバルなレベルでの営為に、新しい展開の方向性を提示する役割も果たしているのである。

なお、本章において、人文・社会科学の全てのディシプリンが網羅されているわけではないことは言うまでもない。ジェンダー概念を導入し、研究の蓄積が進められてきた学問分野は、哲学や宗教学を始め他にも数多くあるが、本委員会の委員構成や時間的制約などにより、今回は触れることができなかったことを付言しておきたい。

3 生物学とジェンダー研究との対話

本章では、ジェンダー概念が生物学的性差研究とどのような関わりを持っているのかを検討するために、生物学における性（性別・性差）研究の現状を考察する。まず、第1節で生物学におけるセックスとジェンダーの概念を確認し、第2節ではヒトを含めた哺乳類のセックスの成り立ちについて述べる。第3節では脳科学、第4節では神経科学、第5節では進化生物学、第6節では生物学史をジェンダー研究との関連から概観する。

生物学は非常に長い時間をかけて発展してきた多様な研究領域と非常に多くの研究者を擁する学術分野であり、本章において全ての研究分野の性差研究を網羅的に検討することはもとより不可能である。したがって、本章の目的は、生物学における多様な性差研究を比較検討することにあるのではない。本章の目的は第一に、生物学における性差研究において、一般に性差がどのように認識されているのかを確認すること、第二に、実際の生物学研究においてジェンダー概念がどのように使用されているのかについての事例を把握すること、第三にそれらの知見に基づいて、生物学的知見とジェンダー研究が相反するものではないことを確認することにある。その上で、第7節では男女共同参画社会の実現に向けて、第8節では、生物学とジェンダー研究の更なる対話に向けて、それぞれ提言する。

(1) セックスとジェンダー

生物学における性、すなわち「セックス」とは、有性生殖を行うすべての生物に見られる「雄性和雌性の生物学的特徴」であり、「遺伝学的・生理学的または生物学的に雄（男性）あるいは雌（女性）であるかという指標」である。一方、ジェンダー研究における性とは、基本的にヒトにおいてのみ使われる「セックス以上のものを含む、社会的・文化的な指標」である。

前章までに述べてきたように、21世紀の今日では、人文・社会科学に留まらず、さまざまな学術の分野に「ジェンダーの視点」を取り入れていくことが求められており、生物学を始めとする自然科学においても、この視点を導入することが今後の更なる学問的発展に貢献する可能性がある。

しかしながら、「ジェンダー」に対する理解はいまだ一定ではなく、「セックス」と「ジェンダー」についての共通理解のないままに性が論じられる場合も少なくない。また、ある時代において「正しい」とされた記述も、ジェンダー視点を取り入れることで、普遍的事実だと言い難くなる場合が考えられる。生物学とジェンダー研究の対話を意味のあるものにするためには、まず、生物学的な性、すなわち、セックスについての科学的知見を押さえておくことが必要である。

(2) 生物学的性（セックス）の成り立ち

性の意義

生殖は、生物が子孫を残すための自己複製の機能である。生殖には大きく分けて有性生殖と無性生殖とがある。単に親世代と相同の子孫を残すためなら、無性生殖の方がはるかに効率的である。アメーバや酵母は、それぞれ細胞分裂や発芽によって親世代と相同の次世代をつくることができる。このような無性生殖は、一つの細胞が分裂して、元の細胞と相同な二つの細胞となる能力を持っていれば可能であり、効率的に次世代をつくることができる。一方、有性生殖のプロセスははるかに複雑である。オス個体とメス個体の両性が出会い、さまざまな生殖の過程を経て、やっと次世代を誕生させることができる。この点で、有性生殖は決して効率的な手段とはいえない。

このように、自己複製の効率を下げるリスクを負っているにもかかわらず、有性生殖で子孫をつくる動物がここまで地球上に繁栄したのはなぜだろうか。その答えは、有性生殖がそれぞれの種に遺伝的多様性をもたらす原動力となるということに他ならない。父親と母親の両性からの遺伝子を引き継いだ子どもは、いずれの親とも異なる遺伝情報を持つこととなり、結果的に異なった形質を持つ個体となる。単一の遺伝形質を持つ個体ばかりが存在することは、環境が比較的穏やかな場合にはそれほど大きな問題とならなくとも、いったん極端な気候変動や大規模な疾病の流行などに見舞われたときには大きなダメージがある。遺伝子の多様性は種の存続にとって大きな力となり、多様な形質が、さまざまな環境変化に適応できる能力をもつ個体をつくる可能性を増大させるのである。

すなわち、生物学的知見において、性とは、有性生殖を行う機能を獲得した生物の、同種の個体における雄性和性の生物学的特徴を意味しており、その意義は、有性生殖の持つこのような利点に集約することができるのである。

ヒトを含む哺乳類の性は、遺伝子の生殖腺の性の決定に始まり、ホルモンによる内外生殖器の性、更には脳の性というように、それぞれの段階を経て決定されていく。以下では、そのメカニズムについて生物学的な視点から概観する。

遺伝子による性の決定

哺乳類の生殖腺（卵巣または精巣）の性は、性染色体によって決定される。ヒトの細胞には23対46本の染色体があるが、その中で性の決定に関わるのが性染色体である。ヒトを含めた全ての哺乳類の性染色体は、女性（雌）ではXX型であり、男性（雄）の場合はXY型である。卵子に含ま

れる性染色体はすべてXである一方、精子に含まれる性染色体はXの場合とYの場合とに分かれる。よって、受精したときの精子の性染色体の種類によって次世代の遺伝子の性が決定する。すなわち、精子由来の性染色体がYの時は男に、Xの時は女になる。精子が性染色体としてXあるいはYを持つ確率はほぼ半々であるため、出生時の性もまた、男女ほぼ半々となる。

受精卵から胎児へと発生が進む過程で、胎生期の約6～7週頃までは男女の解剖学的な違いはなく、未分化の生殖腺は卵巣・精巣のいずれにも発生し得る。その後、Y染色体上にある性決定遺伝子（SRY遺伝子）の発現がきっかけとなり、いくつかの遺伝子の連続した発現を介して、精巣が作られる。女の胎児では、SRY遺伝子がないため、生殖腺は卵巣へと発達する。

ホルモンによる性の決定

胎児精巣から分泌されるホルモンは、外部生殖器や内部生殖器の性、更には脳の性を決定する重要な因子となる。胎児期の初期では、精巣や卵巣以外の生殖器もまた雌雄同型であり、男女いずれの形にも分化することができる。精巣決定遺伝子を持つ男児において、胎生6～7週で胎児の生殖腺が精巣へと分化した後、胎児精巣から分泌されるアンドロジェン（いわゆる男性ホルモン）が、ウォルフ管と呼ばれる一対の管を発達させ、精管や前立腺など男性型の生殖器ができ上がっていく。また、精巣からはミュラー管抑制ホルモンが分泌され、その名のごとく女性生殖器の原器であるミュラー管を退行させる。一方、女の胎児の場合は、これらのホルモンがないため、ミュラー管が発達し、そこから子宮や膣などが作られる。外部生殖器もまた、もともと男女同型であるが、胎児期アンドロジェンの作用により男性型となる（図1）。

アンドロジェンが形態的な性の決定において重要であることは、ある遺伝子に突然変異を持つヒトの症例によって明らかとなっている。例えば、アンドロジェン受容体を欠損したヒト（testicular feminization mutation, TFM）では、遺伝子型はXYであるのに、外見は全くの女性である。アンドロジェンは、アンドロジェン受容体を介してのみその作用を発現できるため、TFMのヒトでは、アンドロジェンが分泌されているにもかかわらず、その受容体の欠損によってアンドロジェンが作用することができない。その結果TFMのヒトでは、精巣を持ちながら、あたかも女性のような外部生殖器が形づくられ、外見上はXXの性染色体を持つ女性と区別がつかなくなる。この例は、アンドロジェンが男性型生殖器の形成に重要な働きをすることを端的に示している。

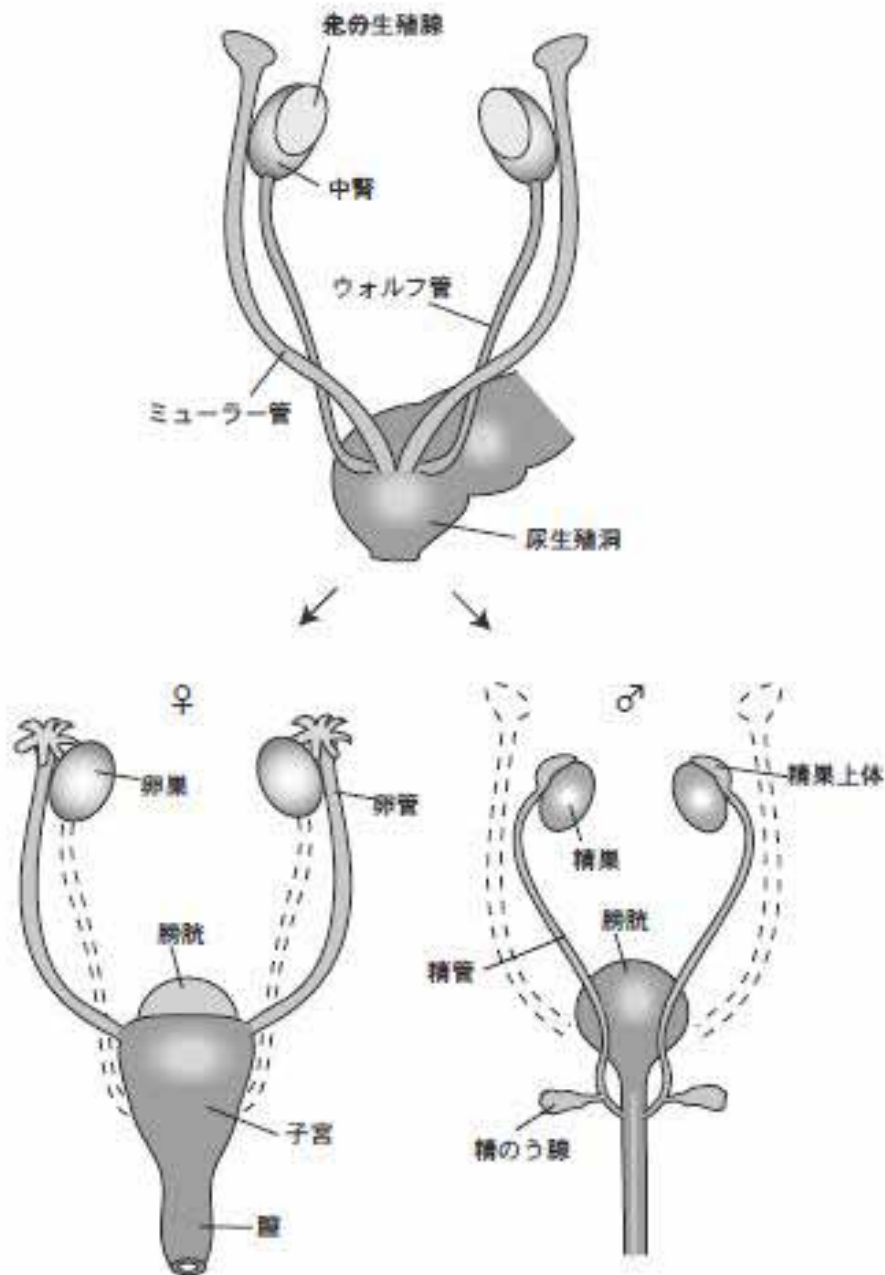


図1 ヒトの内部生殖器の性分化（作成 東村博子）

また、発生初期に外部生殖器が男性型に発達するためには、特に 5α -ジヒドロテストステロン(5α -DHT)と呼ばれるアンドロジェンが重要であるが、 5α -DHTをつくるための酵素を欠損したヒト(XY型)では、出生時には外部生殖器が男性型と女性型の間型、いわゆる半陰陽になる。このように、胎児期のアンドロジェンの作用が外部生殖器、すなわち外見の性を決定する大きな要因となるのである。

胎児期あるいは新生児期のホルモン環境は、脳にもいくつかの性差をもたらすと考えられている。例えば、ラットの性行動を指標とした研究では、出生直後に精巣除去を施した雄ラットで雌型の性行動を示すようになり、

一方、出生直後にアンドロジェンを注射された雌ラットで雄型の性行動を示すようになることが知られている。また、ラットの脳内には、雌雄で大きさの異なる神経核（ニューロン細胞体の集合体）があり、性的二型核と呼ばれている。視索前野（POA）と呼ばれる神経核は、雄のラットで大きく雌のラットで小さい。生まれたばかりの雌のラットにアンドロジェンを注射すると、雄のように大きなPOAを持つようになることから、胎児期や新生児期のアンドロジェンの有無がこの雌雄の違いをもたらすと考えられている[Gorski, R.A. et al. 1978]。

興味深いことに、いったん新生児期に確定されたこれらのラットの脳の性差は、後にホルモン環境を変えても、決して逆転しない。これらは、脳の機能にも性差があり、その性差は、脳の発達段階におけるホルモンの影響を受けて、不可逆に形成されることを示している。

(3) 脳の性差とジェンダー

脳の性差

ヒトの脳にも性差があるとする報告がある。例えば、左右の大脳半球をつなぐ役目をしている脳梁と呼ばれる領域の一部は、女性の方が男性よりも丸く大きくふくらんでいることが報告され[Allen et al. 1991]、この違いを脳の性差として取り上げる研究者が少なくない（次項を参照）。脳梁は左右大脳からの神経線維が交差し、左脳と右脳の間ニューロンを介した情報のやりとりを担う部位である。このため、脳梁の大きさの違いは、男女の脳に機能的な違いをもたらすのだと考える人たちがいる[山内・新井編 2005]。また、ヒトにもラットのPOAに相当する神経核があり、動物の場合と同様、男性の方が女性より大きいことが知られている。男性と女性におけるこれらの神経核の大きさの違いが性的指向性に影響を及ぼす可能性についても、一部で指摘されている[山内・新井編 2005]。

さらに、言語に関わる中枢の活動に男女差があるとする複数の報告がある[Shaywitz 1995]。ある種の言語情報を処理するとき、殆どの場合、女性は左右両方の脳を使うのに対して、男性の場合は左脳のみを使うとされる。この男女差は、言語中枢に障害を受けた場合に、女性の方が回復する能力が高いことと関連づけられるかもしれない。一方、空間的な認知能力は、男性の方が女性より高いとする実験結果がある。最も有名な例は、知的回転テストと呼ばれ、積み木を変則的に並べたような物体の図を見せ、異なった方向から見た図（一部誤った図が含まれている）の候補から正しい図を選ぶというテストであり、このテストに関しては、男性の方がよいスコアを出す傾向にある[Hampson 1999]。

ラットを用いた実験では、雌の方が雄よりも甘い水を好むという報告がある[Valenstein et al. 1967]。これを根拠に「女性の方が甘い物を好む」のは生物学的な要因によると考える人がいる。しかしながら、複数の系統のラットを用いて実験を行った場合、必ずしも雌の方が雄よりも甘い水を好むとの結果は得られず、系統によっては、むしろオスラットの方が強い甘味嗜好性を示す場合も認められた[松本・金井編 2004]。この実験結果は、性による差について考える際に、系統差や個体差などについても考慮し、実験に使用するモデルや実験方法なども吟味した上で慎重に結論を導き出す必要があることを示す一例である。これまで雌雄差があるとされてきた事象についても、もっと精密な実験を重ねることが求められていると言えよう。

脳の性差におけるセックスとジェンダー

脳の性差としてさまざまな知見が発表されているが、これらを整理する上で、脳においても生物学的な性（セックス）と社会的な性（ジェンダー）の概念を導入することが有用であると、田中（貴邑）富久子氏は指摘する（平成 18 年 9 月 22 日第 1 回学術とジェンダー委員会拡大役員会ヒアリング）。田中氏は、Y 染色体の精巣決定遺伝子が関与して出生前に生物学的にできるのが「セックス」、環境刺激の性差によって出生後にできてくるのが「ジェンダー」という区分で脳の性を考えれば、「古い脳」（扁桃体、中隔核、基底核、間脳、中脳、橋、延髄）に「セックス」、「新しい脳」（大脳新皮質、大脳髄質、海馬）に「ジェンダー」があると考えられるとしている。

脳の発生と発達に関する神経科学は、受精後、大方の脳の形ができてくるまでの段階には、進化的に古い遺伝子とその調節遺伝子が関与していると考えている。胎生期から出生直後にかけて、雄性動物の「古い脳」は精巣からの男性ホルモンにより雌性型から分化し、ここに生物学的性ができる。一般に、雄性脳の神経核の細胞数は雌性脳のその 2 倍となり、したがって神経核のサイズが 2 倍となる。一方、「新しい脳」のほうは、出生後、感覚器に与えられる環境刺激が神経に電気活動を起こし、脳に新しい神経回路がつくられるというやりかたで発達していく。もし、与えられる環境刺激に性差があれば、雌雄で異なる神経回路ができると考える。すなわち、出生時にはほぼ完成している「古い脳」に「セックス」が、出生以後発達していく「新しい脳」に「ジェンダー」が存在することになる。

最近では、「古い脳」と性自認や性的指向との関係が明らかになり始めている。例えば、女性よりも男性で大きい分界状床核（BST）を見ると、MtF の男性は女性と同程度のサイズしかない。一方、同性愛の男性は、男性と同じサイズの BST を持つが、視索前第 3 間質核（INAH3）が女性と同程度のサイズである。さらに、FtM の女性は、通常的女性と異

なって、エストロゲンとプロジェステロンによる黄体形成ホルモン(LH)のサージ状分泌を誘起することができないことから、性同一性障害は、視床下部性分化障害の一つと考えられそうである。

また、攻撃行動を司る部位が「古い脳」である扁桃体にあり、ここにも性差が認められる。攻撃行動については、ドーパミンがこれを引き起こし、セロトニンがこれを抑制すると言われているが、扁桃体のドーパミンはオスのほうが高い。これもセックスである。男性は「古い脳」(扁桃体)の攻撃性の高さゆえに、男性優位な社会を築いたとも考えられるが、そのようにしてつくられた男性優位社会において成立した性別役割によって、「新しい脳」(新皮質)に人工的な性的二型性が作りだされたのだと考えることができる。

このように考えると、現在、脳における性差として喧伝されている大方の知見が「新しい脳」における性差であることに注目せざるを得ない。「新しい脳」は出生後に主たる発達が起こる部位であり、この場所に性差があるとすれば、それは刺激に依存した性差であると考えることができる。言い換えれば、刺激が異なれば、「新しい脳」の構造にも違いが生ずる。

新皮質については、少なくともその構造の形成過程で生物学的性差ができる可能性を示した報告はない。海馬についても、最近、その構造と機能には生物学的性差がないことが動物実験で示された[Tanapat P. et al. 1999]。また、カナダの女子大学生において、数学テストの前に、例えば、男性はY染色体にある遺伝子のために数学能力が女性より5%高いという文章を読ませると、数学能力に性差がないという文章を読ませたよりも、有意に点数が下がった。これは、科学における女性の能力が「ジェンダー・バイアス」に脅かされる可能性のあることを示唆している[Dar-Nimrod and Heine 2006]。したがって、「新しい脳」に生物学的性(セックス)はなく、性差があるとすれば、環境が違うために生じる社会的・文化的性(ジェンダー)であると考えるのが妥当であろう。例えば、ラットでは、雄性のほうが空間認知機能がよいと言われてきたが、柔らかい餌で飼育することで雌性の認知機能が上がり、雄性と同等になることを、田中氏は指摘している。

科学的研究においても一般の人達の受けのよいものが流行する場合があります。例えば、女性は脳梁が太いといわれると、女性は両脳で話すという研究が注目され、同時期に発表された、性差はないとする研究の方は無視される。「新しい脳」が担う言語能力や空間認知能力、また理・数の能力などの性差をセックス(生物学的性)に起因するものと短絡せずに、ジェンダー(社会的・文化的性)の表出として慎重に検討する必要があると同氏は指摘している。

このように、実験あるいは観察によって性差が認められたいくつかの事例が純粋に生物学的な性(セックス)に基づくか、あるいは生後の環境要

因による影響（ジェンダー）に基づくかについては、今後、議論の余地があることではある。いずれにしても、これまで挙げた報告はあくまでも、男女（あるいは雄雌）というグループ分けをしたときの、平均値の違いであることに留意したい。すなわち、男性グループと女性グループに属する個々のヒトを見たときに、違いがあるという意味ではない。男性と女性の身長を比較すれば、男性の方が女性より高いといえるが、ある男性の身長が女性の身長よりも必ずしも高いというわけではないのと同じ理屈である。また、知能指数（IQ）について男女差は認められていないし、知性に関していえば、男女差より個人差の方が大きいと考えるのが妥当である。人間が持つ数限りない能力から考えれば、性差があるとされる事象は、そのうちのほんの限られたものであろう。

性自認（ジェンダー・アイデンティティ）

自分がどの性に属するかの自己認識を性自認（ジェンダー・アイデンティティ）と言う。多くのヒトは、外見から判断される性と一致したジェンダー・アイデンティティをもつが、時に外見の性と自分で認識する性とが一致しない場合がある。その不一致が重篤で、性同一性障害として診断された場合、これを解消するための治療も認められている。

ジェンダー・アイデンティティが、生物学的要因と環境要因とのいずれによって形成されるかについては、長い間さまざまな議論があった。現在では、養育条件などの環境要因よりもむしろ胎児期のホルモン環境といった生物学的要因により決定されるとの考えが有力である。これは、不慮の事故で男性外部生殖器を失い、女性として生きることが妥当と判断されたために、幼児期に精巣除去され、物心がつく以前から女性として育てられたヒトでも、男性としてのジェンダー・アイデンティティを持つに至った事例などによって強く示唆されている[コラピント 2000 = 2000]。

しかしながら、この事例同様、幼児期の事故で外部生殖器を失い女性として育てられた元男児が、その後も女性として生活している場合もある[Bradley et. al. 1998]。ジェンダー・アイデンティティがホルモン環境をはじめとする生物学的な要因によってのみ決定されるか否かについては、こうした事例における元男児の女性への適応過程に関する詳細な追跡調査の結果を吟味した上で、慎重に結論を出す必要があるだろう。

(4) 神経科学とジェンダー

哺乳類養育行動の神経機構研究

近年、子どもをめぐる社会問題と養育行動の関わりが問われており、親の脳内における養育行動の神経機構の解明と、養育が子どもの発達に与え

る影響の解析は重要な研究課題となっている。黒田公美氏は、親子関係を支える脳内メカニズムに関する神経科学的研究について以下のように説明する（平成18年7月8日日本学術会議主催公開講演会「身体・性差・ジェンダー 生物学とジェンダー学の対話」）。

哺乳類の子は未熟な状態で生まれるために、親が哺乳、体温・衛生管理などの養育行動によって保護しなければ生きることができない。そのため、親の脳の中には養育行動の神経ネットワークが存在する。

まず、子どもを見たり（視覚）、泣き声を聞いたり（聴覚）、子どもに触れたり（触覚）することで、その情報が親の脳内に入ってきて、これは子どもだという認識が生まれる。しかし、子どもを認識したからといって、必ずしも養育するわけではなく、養育を拒否する場合もある。例えば、マウスは、親が非常に空腹である場合、母マウスであっても子どもを食べてしまうことがある。あるいは、キタキツネのように、繁殖期になると、子どもの世話をやめ、むしろ巣から追い出すこともある。つまり、動物は、子どもからの情報と、自分の状況に関する情報を統合して、養育するか否かの決断をするのである。

養育すると決断すれば、次にとるべき養育行動を計画する。子どもが汚れていなければなめて清潔にする、巣が乱れていれば直す、子どもが巣からはみ出していないか調べ、連れ戻すなど、子どもの状況に対応して具体的にどうすべきかを計画する。そして、計画に基づいて筋肉の運動を起こし、最終的には、実際の養育行動を起こすことになる（図2）。

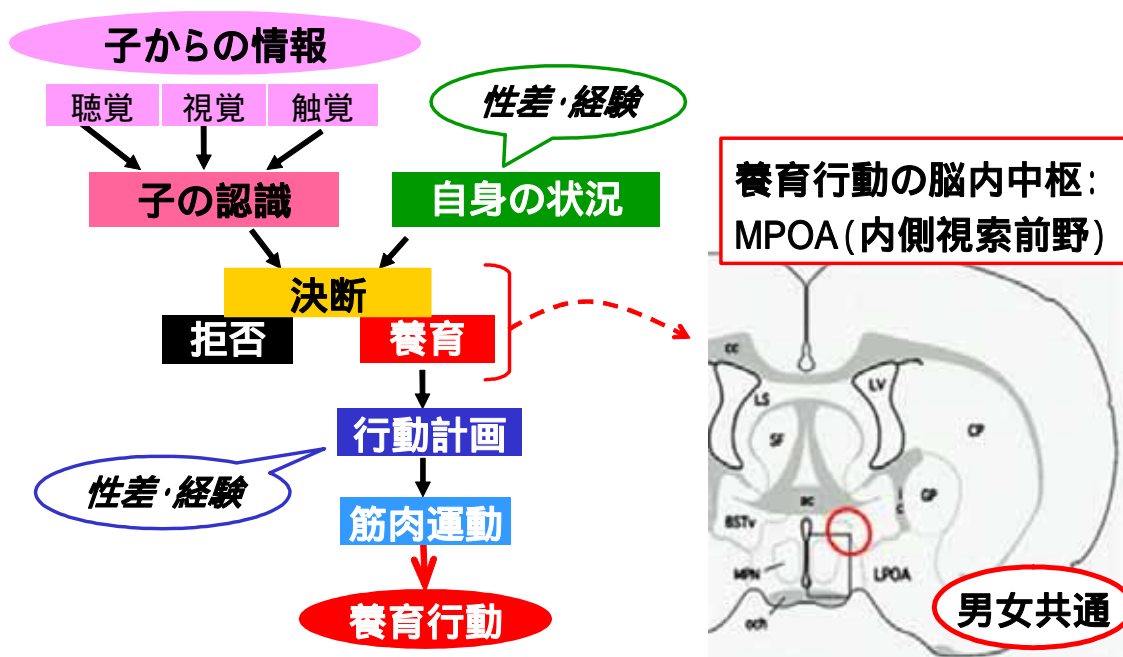


図2 養育行動の脳内情報伝達（作成 黒田公美）

脳の中で、養育しようという決断をする部分を司るのは、MPOA（内側視索前野）であると考えられている[Numan and Insel 2003]。子どもを見ると、MPOAのニューロン、神経細胞が活動を始めるが、MPOAで起こるこの一連の流れは男女で共通であり、性差はそれほどないと考えられる。だが、どのような状況であれば養育する気になるのかといった養育行動の動機や、どのように子育てをするのかといった具体的な養育行動には、過去の経験と脳の性差が大きく影響している。

メスラットは生後4日目より完全に他の個体から隔離した状態で人工保育により育てても、成体になるとほぼ正常に養育行動を行うことができる。したがって、経験によって学習する必要がほとんどないという意味で、ラットにおいて養育行動は本能である。しかし、霊長類では、養育を含む社会行動全般の発達には発達期の環境・学習に大きく依存する。例えば、社会的隔離して育てたマカクザルには、指しゃぶり・身体をゆするなどの常同行動、他のサルとの遊びや性行動、育児などに障害が見られ[Harlow 1958]、人工飼育下のチンパンジーでも、初産における育児の成功率は50%以下である。これは霊長類には養育本能がないということではなく、実際の養育をするためには、本能に加えて経験・学習が必要であるということの意味している。

哺乳類では哺乳の必要性から母親による養育がない種は存在しない。父親は、90%以上の種においては、直接に養育に関与しないが、母子を含む群れ全体をオスが警護するなどにより、間接的に母子を保護する行動はしばしば見られる。また、一部の霊長類（マーモセット、ヒト）や齧歯類（ハタネズミ、ラット）、食肉類（キツネ・タヌキ）などの種においては、父親も母親同様に（哺乳を除く）養育を行う。少なくとも齧歯類では、オスにおいても養育行動の中核は内側視索前野である。父性的養育を促進する要素としては、交尾を行ってからその種特有の在胎期間が経過すること、妊娠メスとの同居（妊娠メスからのフェロモンへの曝露）、過去に子どもに接した経験などがあげられる。

母親の場合、出産に際して女性ホルモンなどが大量に出ることで、それがMPOAに直接作用し、目の前の子どもに対して養育行動を即座に開始させる。しかし、父親の場合には子の誕生に伴うそのような身体的な変化がほとんど起こらないため、経験や学習に依存する部分が多いことになる。虐待やネグレクト等の不適切な養育行動への介入にも、こうした性差を考慮に入れた援助が必要であろう。

乳幼児の発達と養育に関する研究とジェンダー

母性的養育が乳幼児の心身の発達に重要であるという発見[Spitz, 1965, Bowlby 1951]は、戦後の児童福祉の向上に大きな貢献をした。しかし、その応用の行き過ぎによって、1950 - 60年代にかけて、子どもの発達障害は

すべて親（特に母親）の養育に原因がある、母親は仕事をやめて育児に専念しなければならないといった誤った信念が広まった。

同時期に、「自閉症」が社会性愛着の欠如を症状とし、自閉症児の両親には心の温かい人が少ないと発表されたことがこの動向に拍車をかけた [Kanner 1943]。これらは後の研究によって否定されているが、「冷蔵庫マザー」（Refrigerator mother）という標語により、自閉症を不適切な養育によるものだとする主張などは続いた [Bettelheim 1967]。同じ頃、日本では「母原病」 [久徳 1979] の語が普及し、さまざまな子どもの疾患について養育に原因があるとされたが、これらはいずれも医学的な根拠の薄いものであった。

戦時下の孤児院や、実験環境下のサルなど、極端な社会的剥奪が子どもの心身の発達を妨げるのは事実だとしても、仕事を持つ母親が働いている時間に子どもが普通の保育園で過ごすことが「社会的剥奪」であるとは言いがたく、ましてやそれが自閉症の発症原因になるなどということはない。にもかかわらず、「3歳児神話」が繰り返し論じられることで、母子関係の専門家ですら、自らの体験として「ボウルビイの愛着理論によって働く母親としての不安がかき立てられる」と記している [Hrdy, 1999]。現代において母親は発達期の養育体験の減少や育児情報の過多により、自分の養育に自信を持ちにくく、不安や罪悪感を抱きやすくなっているのかもしれない。

哺乳類に共通する養育本能は、子どもの頭や性格をよくする育児法を教えてくれることはないが、子どもが次世代の子どもを生み育てることができる程度に健康に育てるために必要な最低限のことは何かを教えてくれる。本来の愛着理論とは、母親を不安にさせるようなものではあり得ず、根拠のない「母性愛神話」で疾患や障害をもつ子の親をいたずらに苦しめることのないよう、十分な注意が必要である。

(5) 進化生物学とジェンダー

進化生物学とは、雌雄になるメカニズムを研究するのではなく、そもそもなぜ性があり、性分化のメカニズムが働くような進化をしたのか、という究極要因を研究する学問である。長谷川眞理子氏は「進化生物学からみた性」を次のように説明する（平成18年7月8日日本学術会議主催公開講演会「身体・性差・ジェンダー 生物学とジェンダー学の対話」）。

性差が存在する理由は、小さな配偶子である精子と大きな配偶子である卵子の双方にとって、適応的な生き方が異なることである。8年ほど前までは、そのダイナミクスとして、同性間の異性獲得競争と異性が相手を選択する配偶者選択の二本柱が説明に用いられてきた。ところが、最近、雄にとって適応的なことと、雌にとって適応的なことが相容れず、葛藤

を起こしていることが、性差出現の背景の大きな要因になっていることが分かってきた。この考え方は、今や三本目の柱となりつつある。

これまで、配偶者選択は、交尾をするかしないか、相手を惹きつけるか惹きつけないかといったレベルで主に研究されてきたのだが、実は、交尾後にも体内で選択が行われていることを示す例がある。クシクラゲでは、卵核が精核をあたかも選択したような現象が見られることがある。また、選択はこれだけに留まらず、受精が起こった後にも受精卵を選別していたり、体内に取り込んだ精子を対外に排出したり、受精卵による選択とも言える現象がいくつか観察されている。

雌雄の根本的な対立を示す例としては、マガモの雄による強制的な交尾や、ナンキンムシなどの交尾危害があげられる。昆虫の雄の中には雌の体内に精子とともに毒を注入するものがある。毒は雌の生存率を下げるので、雌にとっては非適応的である。しかし、毒は雌の産卵率を上げたり、他の雄由来の精子を殺したりするので、雄にとっては適応的である。これに対応して雌は解毒剤を進化させてきた。双方の毒と解毒剤はいわば軍拡競争を続け、現在はちょうど均衡していると考えられる。

これらの例だけでなく、雌雄のコンフリクトは生物界に広く観察される。生物における雌雄をめぐる新たな現象を発見していくことで、その果てに人間の現象を考察する糧が得られ、更にはジェンダーをめぐる議論の一助にもなると考えられる。

(6) 生物学史とジェンダー

生物学の歴史をジェンダーの視点から概観することによって、過去にセックス（生物学的性）により規定されると考えられた事象が、実はジェンダー（社会的・文化的性）の影響を受けた上での理解であることを示す例が見えてくることがある。小川眞里子氏は、性を理解する上で、ジェンダーの視点を取り入れることの有効性を生物学の歴史をたどりながら次のように指摘している（平成 18 年 9 月 22 日第 1 回学術とジェンダー委員会拡大役員会ヒアリング）。

生物学を含む科学の研究では、ある一定の因子の影響を探るために、研究対象に対しその因子を除いた集団と、その因子以外についてはまったく同じ条件においた集団とを用意して実験を行い、結果を比較検討することができる。このような過程を積み上げることによって、科学研究ではより高い客観性を目指すことが可能となる。しかし、実験を行う側の状況によっては、全く価値中立的というわけにはいかない。近代科学が専ら白人男性によって担われてきたことは、当然ながら、ある種のバイアスを含んできたと言える。今日では、人種や性別の多様な研究者が科学に関与することで、このバイアスは次第に克服されてきているとはいえ、研究者にとつ

てバイアスに気づくことは容易ではない。第一に、研究者を時代の外におくことが出来ない限り、その時代を生きる一人の人間である研究者が当該社会の時代的制約に気づくことは難しい。第二に、自らのジェンダーがどのように研究に影響しているかという問題についても、ジェンダーという因子を取り除いた研究者を立てることができない以上、それを検証することは不可能である。バイアスとは、研究が遂行される時代全体にかかわっているものであり、意識する、しないにかかわらず、ジェンダーも私たちが覆っているものだからである。ここに、生物学史という歴史を学ぶ意義があると考えられる。

シーピンガーによれば、近代科学の出発点とも言われる 1543 年のヴェサリウスによる解剖図では、男性と女性の骨格はとりたてて区別されなかった。しかし、18 世紀になると、男女それぞれの骨格には明らかな性差が描き込まれるようになったのである。男女の骨格は大きく異なるものとされ、女性の骨格は骨盤が強調され、女らしさというのは頭の大きな男児を出産しうる大きな骨盤によって象徴された[シーピンガー 1989 = 1992](図 3)。

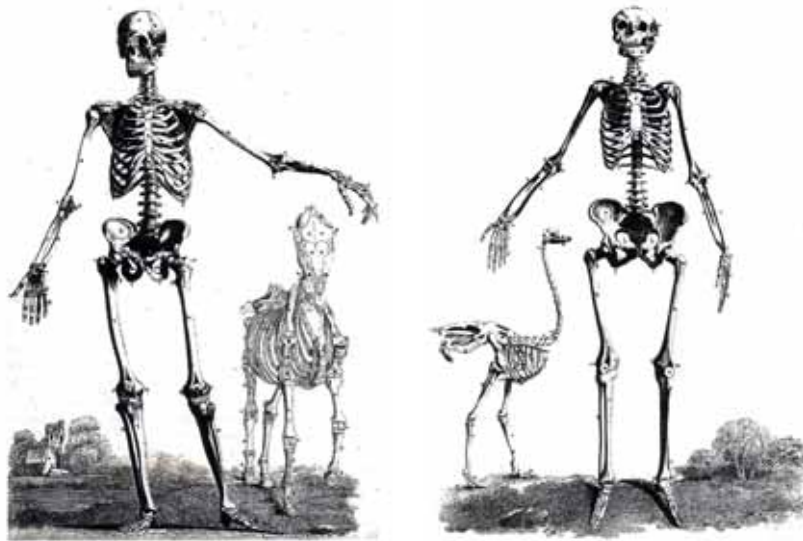


図 3 男性骨格図と女性骨格図、出所[シーピンガー 1989 = 1992]

この例が示すのは、時代が変わればものの見え方も変化するということ、観察する研究者もそれぞれの時代のジェンダーから自由ではないということ、すなわち、医学や生物学で語られるセックスにもその時代のジェンダーが影響を与え得るということである。

大半の科学にとって言葉による説明は不可欠である。科学的なデータは解釈されることを前提としており、その解釈は学術コミュニティにおける共通の言語によってなされなければならない。この科学的な説明に使われる言語もまた日常の言語活動の延長線上にあり、言語が人間中心的であるという一般的傾向を免れ得ない。

アメリカの科学史家トマス・ラカーは『セックスの発明』で、西洋において18世紀頃まで性(セックス)が一つと考えられていた状況を述べている[ラカー 1990 = 1998]。西洋では、女性は、熱が不足しているために、本来ならば体外に押し出されるべき性器が体内に留まったままで男性になることが出来なかった存在、不十分な男性なのだというアリストテレスの見方(1性モデル)が長く支配的であった。ローマ時代の医師ガレノスもほぼこれを継承し、ヴェサリウスの新しい解剖学の誕生によって、この1性モデルはいっそう強化された。すなわち、ジェンダーとしては2性存在しても、セックスとしては基本的に1性と考えられてきた時代もあったのである。

ルネッサンスを経て18世紀になると、二つのセックスのモデルが登場する。18世紀後半に解剖学は初めて女性の骨格図を完成し、性差が皮膚の下にもある事を示した。また、すでに17世紀末には、レーウエンフックが精液のなかに小動物を、レニール・ド・グラーフが卵胞を「発見」しているのだが、それだけで2性モデルへと移行するわけではなかった。こうした科学上の「発見」に加え、フランス革命以来の男女をめぐる政治的コンテクストの変化、産業革命以来の出産することに対する価値の高まりなど、さまざまな社会的変化がかかわって1性モデルは解体され、性は二つだという今日の認識へと移行したのである。

以上のように生物史を紐解くことで、性差に関する知識や認識が社会的にいかにつくられ得るかが見えてくる。熱の多寡、骨格、進化の度合い、知性など、何に注目して性差を考えるかは、時代によってさまざまであるが、生物学的な性にもジェンダーが癒着しており、私たちの身体は所与のものではなく、身体をどのように読み取るかというその時代のジェンダーから影響を被っているのである。生物学的な性の区分は、社会的・文化的に規定される男女の在り方に大きく影響され得る。歴史的に見れば、セックスが根底にあってジェンダーが派生してくるのではなく、双方は互いに影響関係にあったと見るべきである。

(7) セックスとジェンダー、そして男女共同参画

本節においては、ここまで見てきた生物学的性差に関する知見を踏まえて、男女共同参画について考察する。これまで見てきたように、男女は、生物学的要因によって、外部生殖器(すなわち外見の性)や内部生殖器などがそれぞれの性に特徴的な形へと発達し、脳もまたホルモンの影響などを受けつつ、性に関するアイデンティティを形成していく。しかしながら、生物学的な性の違いは、人間としての価値を規定するものではない。また、セックスあるいはジェンダーにより形成されたと考えられる脳の機能的な性差があったとしても、殆どの場合平均値としての違いであるに過ぎず、

絶対的な違いではない。また、仮に何らかの指標に明瞭な性差があったとしても、それは、人としての価値に優劣をつけるものではない。同様に、ジェンダー・アイデンティティと外見的性に不一致があった場合にも、人としての価値にとって何らマイナス要因となるものではない。

そもそも性は、有性生殖によって多様な子孫を得ることに特化した機能のためのものである。ヒトにおいても動物においても、生殖に関わる機能は、子孫を残すためには重要であるが、その個体の生存そのものにとっては必要のない機能である。ましてや個々の人々の生き方や好みや職業が、性によって規定されるべきでないことは言うまでもない。

現在の日本社会が、女性の力を十分に生かしてはいるとは言えない状態にあることは、さまざまな報告書で示されている。例えば、ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM、国会議員に占める女性割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合及び男女の推定所得を用いて算出した数値）を国際的に比較すると、2005年の段階で調査した80か国中、日本は43位である。日本のGEMの低迷は、今に始まったことでなく、長年にわたる傾向である。それは、日本では他の国々に比べて、女性が政治や経済活動に参加し意思決定に関わる機会が少なかったことを示している。その原因として、日本における性別役割分業観など、ジェンダー・バイアスに関連するものも少なからず考えられるが、いずれにしても国民のほぼ半数を占める女性の能力を生かしきれていないことは、我が国にとって大きな損失ではないだろうか。

日本に暮らす成人女性の持ちうる能力を社会に生かしていくことは、日本社会のもう一つの原動力となり得る。個人・組織・制度などあらゆるレベルにおいてジェンダー・バイアスを検証しつつ、生物学的な男女の違いが女性の活動の制約とならないような男女共同参画社会を実現していくことが求められているのである。

(8) 生物学とジェンダー研究の更なる対話を目指して

ここまで、脳科学、神経科学、進化生物学など、近年急速に発展している領域を始めとして、生物学において性についての新たな知見が次々と生み出されていることを見てきた。他方、第6節では、生物学史を、ジェンダー視点によって相対化する研究が進展していることを、見た。この第6節の研究は、第2章において見た人文社会科学におけるジェンダー研究(の一部)と軌を一にするものである。

以上、生物学研究においても、ジェンダー概念を使用する例が存在すること、また、ヒトの性差に関しては、出生後の環境や文化的影響が大きいと考える生物学者が多いこと、生物学的性差によって男女の職業上の能力差を正当化することは困難であると考えられていること等において、生物

学的知見がジェンダー研究と相反しないことが確認できた。今後は、ジェンダー研究の側でも積極的に生物学的性（性別・性差）研究の動向に注意を払い、また相互に研究交流機会を持つことが求められよう。

しかし、近年のこれら双方の研究の進展は「セックス」と「ジェンダー」という概念について、いくつかの異なる用法を生み出しており、性別についての科学的理論をつくりあげていくためには、このような異なる用法を相互調整していくことが求められていると言える。

例えば、ジェンダー研究においては、セックスを生物学的カテゴリーとしての性として、「遺伝子、内分泌、内性器、外性器、脳、第二性徴、性行動の重層によって生じる複合的な現象」と定義してきた（第2章第1節参照）。しかし、本章第2節で述べたように、生物学的性の研究においては、セックスを「出生前にできる性」、ジェンダーを「環境刺激の性差によって出生後にできる性」という意味で使用する場合もある。この場合、当然にも、セックスとジェンダーはいずれも、生物学的性の研究において使用される概念である。一方、ジェンダー研究では、生物学的に研究される性を全て包括して（複合的現象として）セックスとして把握する場合があり、「出生前にできる性」という場合のセックス概念との間には、齟齬がある。

他方、近年のジェンダー研究においては、「肉体的差異に意味を付与する知」をジェンダーと定義する例もあり、身体に関する知識それ自体がジェンダーを含んでいるという指摘がなされることがある。ここから、生物学的な性についての知識が、当該社会のジェンダーによって影響を受けているという意味において、「セックスもジェンダーによって規定されている」等の記述がなされる場合がある。このような使用例においては、セックスやジェンダーという概念は、性別に関する知識を意味する概念に転換されており、具体的な性別や性差を意味する概念として、セックス、ジェンダーを使用する場合とは、齟齬がある。

おそらく、こうした齟齬の背景には、研究の対象においても方法においても次の二種類の立場があり、そのいずれによるかで相違が生じることが、明確に意識されていないことがあると推測される。二種類の立場とは、対象において、A性別・性差を研究対象とするのか、B性別・性差についての知識を研究対象とするのか、方法について、aデータに基づいて真偽を判定する経験科学的方法に依拠するのか、b知識に含まれている推論の妥当性・論理性などを考察する知識批判的方法に依拠するのか、という二つの問題の混同が存在する（表1）。

例えば、具体的な性別・性差自体を研究対象として（A）、経験科学的な研究を行う場合には（a）、セックスとは、生物学的な根拠を持つ性別・性差（それ自体多様性を持つが）として、ジェンダーとは、社会環境によって作られる性別・性差のこととして定義できる。この意味において「セ

ックス/ジェンダー」をめぐる問題とは、特定の性差が遺伝的に規定されているのか/環境によって規定されているのか、出生前に規定されているのか/出生後の刺激によって規定されているのか、といった問題を解くために使用される。

表1 対象と方法の違い及び解こうとしている問題（作成 江原由美子）

対象 \ 方法	a 経験科学的方法	b 知識批判的方法
A 性別・性差	特定の性差が、遺伝的に規定されているのか/環境によって規定されているのか、出生前に規定されているのか/出生後の刺激によって規定されているのか	
B 性別・性差についての知識	「生物学的な性別・性差と考えられている知識 = セックス」が、「当該社会において分けもたれている性別・性差についての知識 = ジェンダー」によって、影響を受けていると言い得るのかどうか	生物学的性差についての知識（セックス）が、当該社会において分けもたれている性別・性差についての知識（ジェンダー）を根拠付け正当化するためにどのように使用されているのか、その推論は妥当なのかどうか

他方、同じ経験的研究方法でも（a）、性別・性差についての知識を研究対象にする場合には（B）、セックスとは生物学的な性（性別・性差）とされている「知識」を言い、ジェンダーとは当該社会において人々に分けもたれている「性別・性差に関する知識」のことを指すことになる。この意味において「セックス/ジェンダー」という概念は、「生物学的な性別・性差と考えられている知識 = セックス」が、「当該社会において分けもたれている性別・性差についての知識 = ジェンダー」によって、影響を受けていると言い得るのかどうか、といった問題を解くために使用される。すなわち、そうした問題意識の下で、歴史資料などを研究対象として実証的に検討するという研究がなされることになる。

さらに、知識批判という観点から（b）、性別・性差についての知識（B）に含まれる推論を批判的に考察するという研究も考えられる。例えば、「女性は子どもを産むから男性よりも職業人としての能力が劣る」などの推論を含む知識を対象とする場合、この推論が「女性の中には子どもを産まない人・今後産まない人も多く含まれているということを見逃している」こ

となどが批判的に考察される。これは、生物学的性差についての知識（セックス）が、当該社会において分け持たれている性別・性差についての知識（ジェンダー）を根拠付け正当化するためにどのように使用されているのか、その推論は妥当なのかどうかといった検討を行うという研究方法である。

このように、同じ概念であっても、解くべき問題として何を設定するかによって、その概念は、全く異なる指示対象を指す。「セックス/ジェンダー」という概念の誤解の背景には、研究によって異なる問題が設定され、概念が異なる使用をされていることが考えられる。このことが明確に認識されず、十分な整理もなされないままに議論されるならば、生物学とジェンダー研究の対話は困難となり、その結果、相互交流に基づいて科学的に妥当な性別の把握を生み出すことも難しくなるであろう。

しかしながら、別の観点から見れば、このような「セックス/ジェンダー」をめぐる議論の混乱は、単に生物学とジェンダー研究の間の対立としてあるのではなく、より大きな学術の世界における科学認識論をめぐるギャップに淵源を持っていると考えることもできよう。第2章において見たように、20世紀後半から、人文・社会科学においては、（近代科学の認識論を含む）西欧哲学への批判を行なうポストモダン（あるいはポスト構造主義）哲学が勢力を強めた。その結果、この立場に立つ学術研究と、科学的・実証的認識論を前提とする研究との間には、科学認識論をめぐる大きな溝が生じている。「セックス/ジェンダー」をめぐる混乱を整理していくためには、科学論・科学認識論を含めた、より根底的な次元からの相互交流がなされるべきであろう。

逆に言えば、このような相互対話の試みが持続的になされれば、ここで指摘したような誤解が解消できるだけでなく、より豊かな学術研究の在り方について十分な相互理解に達する可能性がある。それは真に学際的融合的な学術の発展に資するものであり、大きな社会貢献につながりうるということができるとはのではないだろうか。

4 ジェンダー視点が拓く学術と社会の未来

本章では、今後、ジェンダー視点が展開していく可能性のある領域として、第1節では性差医療、第2節で工学領域、第3節で農学領域、第4節で社会政策領域、第5節でジェンダー法学の状況を概観する。

(1) 性差医療における可能性

性差医療とは

疾病の発症機序、病態、更に治療に対する反応性など、臨床医学の基本となる事項には明確な性差が存在するにもかかわらず、婦人科学、泌尿器科学など明らかに性差を認める領域を別とすれば、これまでの医療は主に男性のエビデンスを基盤とし、男性を対象にした医学研究の結果や薬剤の治験結果が盲目的に女性に適用されてきた。実際、明らかな性差が存在する脂質代謝異常、高血圧、骨粗鬆症などの生活習慣病においてすら、男女別のガイドラインがほとんど存在しない。近年、さまざまな領域の疾病管理のための「診療ガイドライン」が、続々と策定されていることに照らせば、男女別のガイドラインの不在は由々しいことと言える。

このような状況に対する反省から、婦人科学、泌尿器科学などの領域以外の一般的な疾患において、男女比が一方の性に傾いている疾患・病態、男女間で臨床像に差を見る疾患・病態、生理的・生物学的解明が男性または女性で遅れている病態、社会的な男女の地位と健康の関連などに関する研究が、近年、性差を考慮した医療（Gender-specific Medicine あるいは Gender-sensitive Medicine（注6））と呼ばれている。この性差医療は近年世界的に注目されており、我が国の医療機関においても「女性外来」が続々設置される背景となっている。また、性差に関する医学研究を進め、その結果を疾病の診断・治療・予防措置に反映することは、今まで無視されてきた性差を医療に取り入れる、一種の医療改革であるという考え方もなされている[Theresa and Mary-Lou 2003]。

しかし、性差医療は我が国においても、また、世界的に見ても歴史が浅く、いまだ十分体系化されていないのが現状である。性差医療を正しく実践するためには、疾病の性差が起こる原因を解明すること、病態や治療に関するエビデンスを集積すること、それらの新しい知見に基づいて、性差に関する診療・教育システムを構築することが急務と考えられる。

疾患、臨床症状、疾病の予後における性差

以前から非生殖系臓器において性差が明確な疾患として認識されてきたのは自己免疫疾患である（注7）。平成12年度（2000年度）厚生労働省

の調査によると、男性に多い疾患は痛風、飲酒に伴う異常、食道癌、女性に多い疾患は骨粗鬆症、認知症、膀胱炎、カンジダ症、鉄欠乏性貧血、甲状腺疾患などであり、これらの疾患は性差が5倍以上となっている(表2)。

表2 男女でほぼ2倍以上の受療率(人口10万人対)の差が認められる疾患

男性に多い疾患	男性	女性	比	女性に多い疾患	男性	女性	比
痛風	21	1	21.0	骨粗鬆症	7	92	13.1
飲酒による精神および行動の異常	32	3	10.7	膀胱炎	2	20	10.0
食道の新生物	10	2	5.0	カンジダ症	2	15	7.5
気管・気管支および肺の新生物	30	13	2.3	鉄欠乏性貧血	3	18	6.0
挫滅損傷および外傷性切断	30	14	2.1	その他の甲状腺疾患	3	17	5.7
尿路結石症	12	6	2.0	慢性関節リウマチ	14	55	3.9
十二指腸潰瘍	20	10	2.0	メニエール病	4	14	3.5
陳旧性心筋梗塞	10	5	2.0	甲状腺機能亢進症	5	16	3.2
急性心筋梗塞	13	7	1.9	関節症	69	213	3.1
胃の悪性新生物	48	26	1.8	その他の貧血	5	15	3.0
頭蓋内損傷	11	6	1.8	大腿骨骨折	13	38	2.9
B型肝炎	11	6	1.8	アルツハイマー病	6	15	2.5
肝および肝内胆管の悪性新生物	14	8	1.8	高脂血症	46	114	2.5
				血管性および詳細不明の認知症	29	70	2.4
				頸腕症候群	14	30	2.1
				白内障	67	142	2.1
				便秘	7	14	2.0
				神経障害、ストレス関連障害および身体表現障害	29	43	1.5

出所：厚生労働省平成12年度(2000年度)人口動態統計、患者調査より

以下、いくつかの疾患を取り上げ、性差の特徴について概観してみる。

ア 動脈硬化性疾患における性差の特徴

アメリカにおけるフラミンガム研究の結果では、心血管疾患、循環器疾患の発症頻度は、若年者では圧倒的に男性で高いが、女性では閉経を過ぎたころから増加し始め、高齢後期ではほとんど性差がなくなる[Kannel et al. 1976]。日本では、これらの疾患の発症頻度がアメリカの6分の1程度ではあるが、広島-長崎研究の結果を見ると、年齢と性差のパターンはフラミンガム研究とほぼ同様となっている[Kodama et al. 1990](注8)。動脈硬化性疾患の危険因子である肥満、高脂血症、高血圧なども、若年者では男性で高く、閉経を迎えたころから徐々に女性が増加し、ついに男性を凌駕する(図4)。

- アメリカ（フラミンガム研究） -

- 日本（広島-長崎研究） -

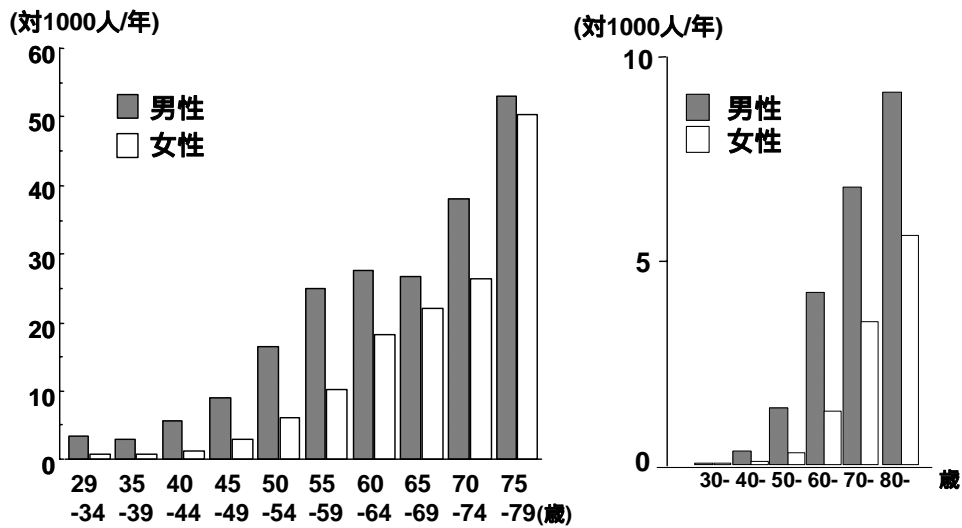


図4 アメリカ合衆国、日本における性・年齢別にみた心血管疾患の発症頻度、出所[Kannel et al. 1976]及び [Kodama et al. 1990]

イ 骨粗鬆症の性差の特徴

骨粗鬆症も明確な性差が存在する疾患である。前述した厚生労働省の調査では骨粗鬆症は女性に多い疾患の第1位となっているが、動脈硬化性疾患の性差とは逆に、男性に少なく、女性は閉経を迎えたころから急速に増加する[山本 1999] (図5)。また、大腿骨脛部骨折の年間発生数にも明確な男女差があり、これは、女性は若年から骨量が少なく、また閉経を迎えて著しく骨量が減少することに起因すると考えられている。

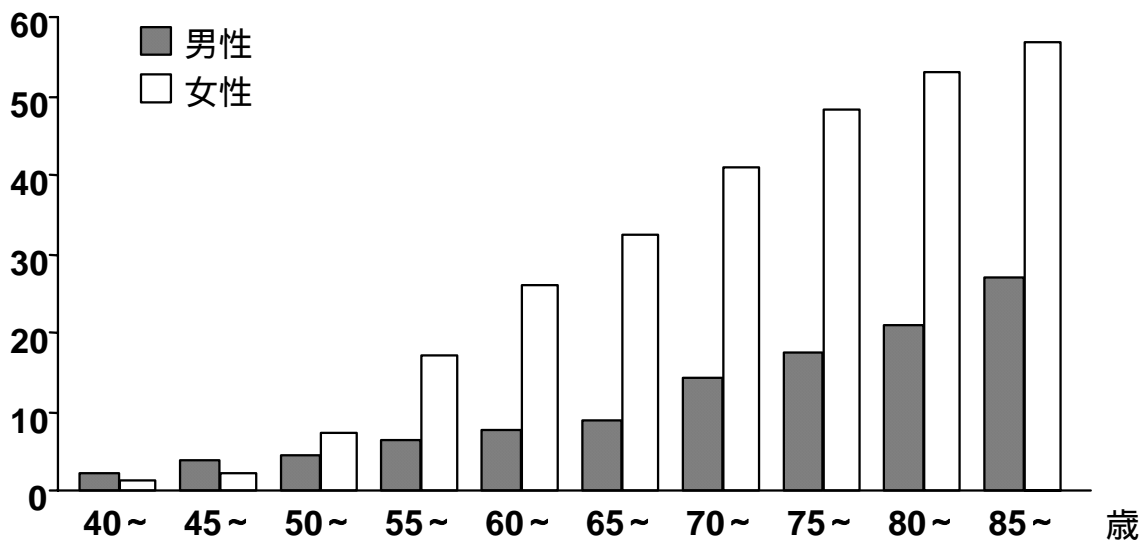


図5 我が国の各年代の男性、女性における骨粗鬆症発生率、出所[山本 1999]

ウ 認知症の性差の特徴

認知症については、久山町研究のデータによれば、脳血管性の認知症は男性に多く、アルツハイマー病は女性の方が2倍以上多いことが示されている[Yoshitake et al. 1995]。

エ 老年症候群の性差

老年症候群（高齢者に多い臨床症候）についても性差がある。代表的な老年症候群である転倒を在宅高齢者における転倒発生率で見ると、男性に比べ女性の方が2倍近く多いと報告されている[柴田 1997]。

逆に、誤嚥性肺炎は男性であることがリスクになることが知られている。例えば、アメリカの手術後に起こる誤嚥性肺炎のデータによれば、男性であることが第一のリスクとなっている[Kozlow et al. 2003]（注9）。

オ 疾病の症状、経過、予後の性差

疾病の症状、経過、予後にも大きな性差が認められる。65歳以上の高齢者で、急性心筋硬塞発症時に典型的な胸痛を示さないものの率は、男性で30%であるのに対し同年代の女性は51%にのぼり、女性の方が典型的な胸痛を示さない率が高い[Muller et al. 1990]。さらに、さまざまな疾患の予後にも性差があることが知られている。厚生労働省長寿科学総合研究の心筋梗塞研究班のデータによると、70歳以上の女性では男性に比べ急性心筋硬塞による院内死亡率が有意に高くなっている[本宮・細田 1997]（注10）。

平均寿命と健康寿命の性差

平均寿命にも明らかな性差が認められる。1960年～1990年までの男女の平均寿命の伸びを見ると、日本でも諸外国でも、男性に比べ女性の平均寿命が数年長い。日本の1983年からの平均寿命とその男女差の年次推移を見ると、平均寿命は男女とも延びているが、男女差は更に広がってきていて、現在では7歳弱の差がある。この平均寿命の性差が何に由来するのかは明らかでないが、遺伝子、ホルモン、社会環境や生活習慣の違いなどが複合的に関与しているものと考えられる。また、男性において自殺、事故、肝硬変、肝癌が女性よりも圧倒的に多いことが統計から示されている[東京健康安全研究センター 2002]。

認知症や寝たきりにならない状態で、介護を必要とせずに自立して生きられる期間を健康寿命（active life expectancy）と呼ぶ。この健康寿命にも性差が認められるが、平均寿命の性差とは少し様相を異にしている。平成14年（2002年）の我が国の平均寿命は男性77.9歳、女性84.7歳であるが、世界保健機構（WHO）の調査によれば、その年の我が国の健康寿命は男性71.4歳、女性75.8歳であり、自立している期間は平均寿命のそれぞれ91.2%、88.9%と女性の方が男性に比べ相対的に短い。千葉県における疫学調査によれば、65歳の平均余命は男性が16.4年、女性が20.8年であり、平均余命は確かに女性の方が長い、その後の平均自立期間

を調べると、男性 85.9%に対して女性では 76.4%と、女性の方が相対的に短い[千葉県健康福祉部健康増進課]。これらの調査結果は、女性は長生きではあるが、自立した健康寿命が必ずしもそれに比例して長くなっていないことを示しており、女性において自立期間が相対的に短い原因の究明と対策が待たれるところである(注 11)。

薬物動態、薬力学の性差

薬物は体内に吸収され、分布し、代謝を受け、そして体外に排泄される。この過程は個々の薬剤毎に異なっており、これをその薬物の薬物動態という。また体内に吸収された薬物はその形のまま、あるいは代謝を受けて薬効を発揮するが、ヒトにおいて最終的に発揮される生物学的効果は必ずしも薬物動態と平行するわけではない。このような最終的に現れる効果を薬力学的効果という。

これらの薬物動態、薬力学的効果にも性差が存在することが知られており(注 12)、薬剤を処方する際には、その薬物動態、薬力学的効果、有害事象の発現頻度に性差のあることを念頭におく必要がある。

性差を考慮した診療ガイドラインの必要性

最近、我が国では多くの領域で診療ガイドラインが策定されている。しかし、それらの診療ガイドラインには男女別の内容がほとんど記載されていない。例えば、日本動脈硬化学会から出された動脈硬化性疾患診療ガイドライン 2002 年版を見ても、男女別の内容は記載されておらず、患者カテゴリー別管理目標値に、男性が 45 歳以上、女性が 55 歳以上をリスクと数えるとのみ記載されている。

熊本大学の調査によると、動脈硬化危険因子のハザード比には明確な性差があり、男性では高血圧、喫煙、糖尿病、家族歴、高コレステロール血症、肥満の順であるのに対し、女性で最も大きいのは喫煙、次に糖尿病、高血圧が続いている。女性では高コレステロール血症の関与は比較的少ない(注 13)[河野 2004](図 6)。

また、プラバスタチンによる高齢者高脂血症の治療研究(PATE Study)では、LDL-コレステロール 20mg/dL 低下時のリスク低下効果は、全症例では 27.2%で、75 歳未満と 75 歳以上でほぼ同等であった。しかし、男女別にみると、男性では 36.6%リスクが減少するのに対し、女性では統計学的に有意ではあるものの 19.7%しかリスクが減少せず、女性ではプラバスタチンの治療効率が男性に比べて低いことが示唆される(注 14)[Ouchi et al. 2006]。このような治療効果の性差が何に起因するかは明らかではないが、高脂血症の薬物治療の効果は性差を考慮する必要があることを明確に示している。

以上のように、種々の疾患、特に動脈硬化性疾患、高脂血症、高血圧、骨粗鬆症など生活習慣病の診療ガイドラインについては男女別に策定すべきであり、そのためのエビデンスを集積することが今後極めて重要である。

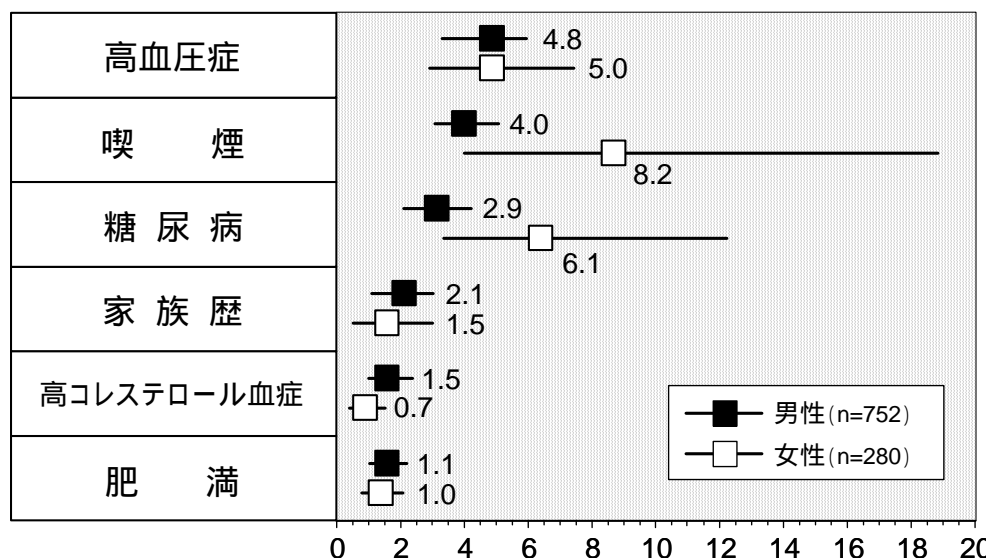


図6 冠動脈硬化危険因子のリスクとしての重みの性差、出所[河野 2004]

女性専用外来について

性差医療、特に女性の視点からの性差医療が注目されるとともに、我が国では最近、女性専用外来が続々と開設された。

女性専用外来が我が国において急速に開設されたことは、これまで、ある意味で医療から無視されてきた女性の、今までの医療の在り方に対する一種の反乱とも考えられる。現在は女性医師が女性患者を診るのが性差医療であると考えられがちであるが、将来的には患者の病態やニーズに合わせたオプション（男性が女性医師を受診する、女性が男性医師を受診する）を提示すべきであり、それが本当の意味での性差医療であると考えられよう。

性差医療の課題

性差医療は横断的な総合医学であり、臓器別の医学とは縦糸と横糸の関係にある。性差医療はこれまで医療が真面目に取り組んでこなかった領域である。特に、現在の日本では臓器別の縦割り診療が更に進行しており、性差医療などの横割りの分野はなかなか理解されにくい状況にある。しかし、国民、特に女性における性差医療のニーズが極めて高いこと、また、性差の機序、病態を研究することで、疾患の予防と治療の新しい戦略が生まれ、介護予防、国民のQOLの向上、具体的にはガイドラインの作成のためのエビデンスができあがり、国民に更に寄与する医療が生まれてくることになるとも考えられる。したがって、全ての臨床医が性差に敏感であ

るべきで、まだまだ現象論に留まっていることや頻度の差としてしかとらえられていない事象をエビデンスとして蓄積し、性差から見た新たな診療体系を構築し、実践していく必要があるとともに、卒前、卒後の医学教育においても、関係するさまざまな分野の臨床医、研究者が協力して性差医療のための教育カリキュラムを作る必要があると考えられる。

(注6) 性差を考慮した、あるいは性差に敏感な医学・医療。すなわち「性差医療」のこと。

(注7) 全身性エリテマトーデス、関節リウマチ、多発性硬化症、バセドウ病などは男性に比べ女性に多く、橋本病に至っては15倍も多い。

(注8) ただし、日本は超高齢者になっても女性の方が低く、性差が消失しないことがアメリカとは若干異なっている。

(注9) 咳反射を薬剤で誘発した研究によれば、男性に比べ女性の方が咳反射は敏感であり、このことが男性に誤嚥性肺炎が多い大きな原因と考えられている[Diepinigaitis and Rauf 1998]。さらに、降圧薬であるアンジオテンシン変換酵素(A C E)阻害薬の有名な副作用に空咳があるが、どの種類のA C E 阻害薬でも女性の空咳の頻度が男性の約2倍と報告されている。

(注10) 心筋硬塞の予後が女性で悪い理由は、高齢で合併症頻度が高いこと、非典型的な症状が多いために発症から病院到着までに時間がかかること、心不全を起こす率が高いこと、冠動脈造影やインターベンションなどの侵襲的な検査・治療を受ける機会が男性より少なく、またこのような検査・治療に対して消極的であることなどが考えられている。

(注11) 女性の平均寿命が男性に比して長いのに健康寿命は短いことについてはさまざまな研究がなされている。高知大学が行っている河北町研究では、10年間の前向き調査から日常生活動作(activities of daily living、A D L)低下の要因が解析され、男性に比して女性は1.74倍A D Lが低下しやすいという成績が示されている[松林 2001]。これはおそらく、女性には自律神経失調症、白内障、関節リウマチ、肩凝り、骨折など、直接的には死に至らずとも生活の質(quality of life、Q O L)を低下させる疾病が多いことが関係していると考えられる。

(注12) 例えば、心疾患や高血圧の治療薬であるβ遮断薬の代表的な薬剤であるプロプラノロール 40mg を8時間置きに服用した場合に、その血中濃度は女性の方が2倍近く高い[Walle et al. 1985]。このことはプロプラノロールについては男女で服薬用量の調節が必要であることを示している。このプロプラノロールの血中濃度の違いは、チトクローム P450(C Y P)の代謝過程の違いによると説明されている。ただし、実際の降圧効果な

ど、プロプラノロールの薬力学的効果が女性で大きいということはないようであり、血中濃度の性差がそのまま薬効に反映されるわけではない。また、抗不整脈薬のもつ有害事象に、心室性頻拍症があるが、薬剤誘発性の心室性頻拍症は男性に比べ女性の方が多い。例えば、ソタロールによるその発現率は男性が1.9%に対して女性は4.1%であり、2倍以上となっている[Lehmann et al. 1996]。これは、もともと心電図上のQT間隔は女性の方が長く心室性頻拍症を発現しやすいこと、また、QT延長は性周期と相関するという成績もあり、女性ホルモンの関与が考えられている。

(注13) 強力な血中コレステロール低下薬であるHMG還元酵素阻害薬を使用したさまざまな大規模臨床試験を見ても、男性は多くの臨床試験で有効という結果が得られているのに対し、女性、特に一次予防試験のメタアナリシスにおいては必ずしも有意な効果が示されていない。

(注14) 最近報告されたMEGA Studyでも同様の結果が報告されている[Nakamura et al. 2006]。

(2) 工学領域における可能性

大学において、工学の分野は最も男女の数のアンバランスの大きい学部である。一例として東京大学の卒業生の女性比率を過去3年間並べてみる(表3)。大学全学では、学部比べ、修士、博士へ行くに従って女性比率が高くなっているが、工学部・工学系研究科ではその比率はいずれも全学の半分以下になっている。

表3 東京大学卒業生の女性比率

		平成15年度	平成16年度	平成17年度
学部	全学	18.5%	18.3%	20.0%
	工学部	7.0%	8.2%	7.5%
修士	全学	22.9%	23.6%	23.6%
	工学系	10.4%	11.2%	11.5%
博士	全学	26.1%	24.8%	28.0%
	工学系	16.1%	13.6%	12.7%

出所：東京大学広報委員会「学内広報」No.1295、No.1320、No.1342
(データをもとに作成 遠山嘉一)

また、男女共同参画学協会連絡会に加盟する学会においても、工学系の学会では女性会員の比率が他の分野に比べて低く、応用物理学会や電子情報通信学会の会員の女性比率は約5%である。これらの現実をジェンダー視点からどのように解釈すべきであろうか。

企業では、エレクトロニクス産業の場合、従業員の女性比率は全社で見ると20%程度、研究開発の技術者では10%程度である。採用時には原則として男女の区別はなく、初任給も同額である。幹部社員（いわゆる管理職）の女性の数はいまだ少数であるが、課長クラスはもとより、部長クラスにも徐々に女性が増えている。男女雇用機会均等法、労働基準法の改正、男女共同参画社会基本法、次世代育成対策推進法などの立法措置がとられると、企業はそれを遵守する。産休・育休などに規定以上の優遇を与えているケースもある。

しかしながら、出産・育児といったライフイベントのその後の処置についてはいまだ問題も多い。女性固有のイベントである出産と、男女ともに参画が可能な育児、この部分を合理的に解決する方向を模索するためにも、ジェンダー視点に基づいた判断が求められており、女性の自覚と男性の意識改革が重要である。

昨今日本において、政界、学界、産業界等様々な分野で男女共同参画が謳われ、その取組が注目されている。しかし、その内実は立場によって様々であり、必ずしも男女共同参画の目的が多くの人に共有されているわけではないように思われる。渡辺美代子氏は、今、なぜ、日本社会において男女共同参画が必要なのかを、科学技術分野の視点から、以下のように説明する（平成18年10月30日シンポジウム「ジェンダー視点が拓く学術と社会の未来」）。

まず、世界における日本の位置を、科学リテラシー、経済活動における労働時間、労働生産性の面から考えると、日本の子どもの科学リテラシーは、近年低下傾向にあることが懸念されているとはいえ、今もなお世界において上位を維持している。一方、大人の科学リテラシーは、主要先進国の中では下位にあり、ノーベル賞受賞率も、先進国の中では低い状況にある。すなわち、日本は他の先進国に比較して、子どもの学力向上には熱心であるが、大人の知的好奇心と科学技術の学術面での独創性に欠ける現状が見えてくる。

次に、経済活動における労働時間を主要先進国間で比較してみると、日本の男性は世界一長時間労働をしている一方、日本女性の労働時間は世界の平均的値となっている。また、労働生産性（就業者一人が生み出す付加価値）を比較すると、日本は主要国の中で低い水準にある。つまり、日本では依然として男性による長時間労働が続いているものの、皮肉なことにその労働が生産性を上げていないのである。また、労働時間を男女別で比較すると、ほとんど全ての国において男性が女性より長時間働いている一

方で、自殺率を男女別で比較してみると、男性が女性より常に高く、特に日本男性の自殺率が高いことが危惧される。つまり、世界中で男性は女性より労働時間が長く自殺率が高いという傾向にあるが、日本男性はその象徴的存在になっているのである。

以上の統計的データから、渡辺氏は、果たして現状を維持することが日本にとってよいことだろうか、と疑問を投げかける。そして、最も有効な改善策として、氏は、男性への負担を軽減し男女ともに社会の責任を果たすことを挙げ、世界のトップ大学やトップ企業の状況には、そのヒントが隠されているのではないかと述べる。現在、英国のケンブリッジ大学と米国のMITでは学長が女性であるが、その学長選出プロセスの透明性が高く、学生の意見も反映された選出が行われている。また、米国のトップ企業であるGEの研究所では、マネージャーの女性比率が高くなっており、参考にすべきところが多々あるように思われる。

ここで、日本企業の状況を、特に女性マネージャーの比率に焦点を絞って検討してみると、産業分野によって女性比率は異なり、シンクタンク、通信、マスコミの分野で女性比率が高いものの、世界の主要国に比較すると圧倒的に低いというのが現実である。

日本企業として渡辺氏の所属する東芝を例にとれば、マネージャークラスでの女性比率はまだ低い状況にあるが、社長直轄の組織において風土改革を進め、特に男女共同参画を戦略的に推進している。そこでは、女性従業員のステップアップが一つの施策となっており、具体的には女性新入社員の積極的採用、女性従業員の離職率低減へ向けた施策、女性従業員ステップアップのための養成が進められている。その結果、2年で女性の採用率が倍増した、と渡辺氏は言う。また、離職率低減に向けては、育児休職を子供が3歳になるまでの期間に本人が自由に選択できる制度、出産・育児・養育を目的とする退職者に対する再雇用制度、短時間勤務の自由化等の制度をつくるとともに、男女ともにワークライフバランスを実現しやすくするような様々な教育を実施している。さらに、マネージャークラスの女性比率を増やすための教育を二つの段階に分けて実施することによって、実際にその比率向上が図られている。

以上の現状分析と事例の紹介を通じて、渡辺氏は、重要ポストの女性比率を向上させることで男性ばかりに負荷をかける社会システムを改善し、男女ともにより健全な労働活動ができるようにすること、その過程において、長時間労働に頼ることなく、生産性向上を目指していくこと、そして、これらを実現するために、まず子どもの教育を見直し大人になった時にリテラシーが高くより豊かな社会を実現できるような社会人に教育することの重要性を提言している。

(3) 農学領域における可能性

農学領域におけるジェンダー

近年、女性の理系離れが取りざたされているが、平成 18 年度（2006 年度）の文部科学省学校基本調査の「大学の関係学科別学部学生数」を見ると、農学領域の学生数 69,942 人のうち女性は 28,343 人で、約 4 割を占めている（表 4）。しかし、大学院修士課程の女性の割合は 35.5 %、博士課程のそれは 27.8 %と次第に女性の割合が減少する（表 5・表 6）。

表 4 全国の農学系学部学生数

	計	男	女
実数(人)	69,942	41,599	28,343
割合(%)	100.0	59.5	40.5

出所：平成 18 年度（2006 年度）文部科学省学校基本調査（生涯学習政策局調査企画課調べ）大学の関係学科別学部学生数より

表 5 全国の農学系大学院修士課程院生数

	計	男	女
実数(人)	8,371	5,400	2,971
割合(%)	100.0	64.5	35.5

出所：表 4 に同じ

表 6 全国の農学系大学院博士課程院生数

	計	男	女
実数(人)	4,318	3,116	1,202
割合(%)	100.0	72.2	27.8

出所：表 4 に同じ

一方、同じ調査で、全国の農学領域の教員について見ると、全教員 3,607 人のうち、女性は 222 人で 6.2 %にすぎない。これを職階別に見ると、教授 1,627 人のうち女性は 29 人で、全教授に占める割合は 1.8 %である。以下、助教授 6.8 %、講師 11.1 %、助手 16.7 %と、下位の職に行くほど女性の比率が高くなるが、助手の階層でも 2 割に満たない（表 7）。

表7 全国の農業系大学の職位別教員数

	実数(人)			割合(%)		
	計	男	女	計	男	女
合計	3,607	3,385	222	100.0	93.8	6.2
教授	1,627	1,598	29	100.0	98.2	1.8
助教授	1,178	1,098	80	100.0	93.2	6.8
講師	370	329	41	100.0	88.9	11.1
助手	432	360	72	100.0	83.3	16.7

出所：表4に同じ

このような現状から、中道仁美氏は、2006年に33の国立大学法人(以下、国立大学と呼ぶ)、2つの公立大学法人、5つの私立大学、合計40の大学(注15)に電話調査を行い、その結果を次のように報告している(平成18年10月30日シンポジウム「ジェンダー視点が拓く学術と社会の未来」)。

調査大学の学生総数は51,168人、うち女子学生19,869人で、38.8%を占めている。教員総数は4,317人、うち女性は246人で5.7%しかいない。これを職階別に見ると、教授1,877人のうち女性は37人、2.0%で、助教授1,438人のうち女性は85人、5.9%、講師342人のうち女性は39人、11.4%、助手644人のうち女性は87人、13.5%とわずかで、下位の職に行くほど女性の比率が高くなる(表8)。

表8 調査大学における女性の割合

		教員					学生
		合計	教授	助教授	講師	助手	
実数 (人)	総数	4,317	1,877	1,438	342	644	51,168
	女性	246	37	85	39	87	19,869
割合 (%)	男性	94.3	98.0	94.1	88.6	86.5	61.2
	女性	5.7	2.0	5.9	11.4	13.5	38.8

出所：国立大学法人33、公立大学法人2、私立大学5の調査による(作成 中道仁美)

これを法人別に見ると、私立大学の女子学生の割合はすべての大学で4割以下であるのに対し、地方国立大学では平均40.7%で、5割を超える大学が2つある。一方、女性教員の割合は私立大学で8.7%と最も高く、国立大学では4.7%にすぎない。また、職階別に見ても、教授の割合は私立大学で3.0%と最も高く、国立大学ではわずか1.7%である。助教授は

私立大学で 11.6% であるが、国立では 4.9%、助手は私立大学で 48.0%、国立で 11.6% となっており、いずれの法人でも下位の職階に女性が多くなる傾向がある。

このように、国立大学では女子学生の割合に比べて、女性教員の登用が特に遅れていると中道氏は指摘する。近年、大学の大学院化が進められてきたが、研究者養成の中心であった 6 つの国立大学の大学院（注 16）における女子院生は、博士課程前期で平均 38.9%、最も高いところで 62.7% であるのに対し、博士課程後期では 27.5% となっている（表 9）。一方、教員に占める女性の割合は 6.6% で、職階別では教授 3.4%、助教授 4.2%、講師 14.3%、助手 12.0% と、助手を除き、全体平均よりも若干高い。しかし、教授・助教授は 5% にも満たず、中道氏は、このことにより、女子院生が大学における研究職ロールモデルを描けず、これが学部までは高い女性比率が大学院に進学するにつれて減少する一因ではないかと指摘している。

表 9 農学系大学院における女子院生の状況

	実数（人）				割合（%）	
	修士		博士		修士	博士
	合計	うち女子	合計	うち女子		
北海道大学大学院	373	136	197	46	36.5	23.4
東北大学大学院	134	84	127	27	62.7	21.3
東京大学大学院	658	227	598	179	34.5	29.9
名古屋大学大学院	307	111	137	47	36.2	34.3
京都大学大学院	524	220	364	97	42.0	26.6
九州大学大学院	501	194	229	59	38.7	25.8
国立大学平均	2,497	972	1,652	455	38.9	27.5

出所：表 8 に同じ

農学領域の研究対象におけるジェンダー

以上のような農学系大学のジェンダーの不均衡は、農学が研究対象とする分野が抱えているジェンダーの問題とどのように関係するのだろうか。

農学系が対象とする農林水産業分野を見ると、農業における女性就労者の割合は半分を占め、近年では女性経営者も増加している。しかし、就労・生産環境は女性に適したものとは言えず、専ら男性を対象としたものであるために、女性の参画が進んでいないのが現状である。中道氏は、それが、林業や水産業の女性就労者比率に顕著に現れていると言う。すなわち、農林水産業の分野では、依然として就労者 = 男性という固定観念が存在して

おり、研究する者も男性であるため、半分を占める女性就労者たちは不適切な環境で就労するか、女性にも就労が比較的容易な分野に参画の場を限定せざるを得ない。例えば、稲作におけるオペレータは男性がほとんどであり、危険を回避するべく女性仕様の機械、女性仕様の農地改良に取り組んだのは女性たち自身が結成したオペレータ組合だった。また、畜産では、家畜の育成担当者に女性が多く、獣医志望の女子学生も増加しているが、家畜などを扱う大動物獣医に女性が少ないとい現状がある。さらに、生産の現場においては、生産の根幹と関わる技術を男性に指導することが優先されているなど、農学系が対象とする現場においてもこのようなジェンダーの不均衡な改善されないままである。

中道氏によれば、これらは、農学領域を学ぶ側の女子学生・女子院生の能力を活かし、農学領域での研究成果を利用する側の女性生産者の能力を活かすという、双方向的な研究協力体制が確立されていないことを意味する。女性教員比率と女子院生比率を比べてみれば、多くの優秀な女子院生が農学系研究分野から離れていっていることが分かる。企業の研究所に入るものはまだ良いが、全く異なる分野に就職した者も少なくない。女性自身が研究所を起業した事例は、活かされなかった多くの女性の研究能力の存在を示唆している。

以上により、中道氏は、農学が対象とする現場の発展とともに、農学の研究分野そのものの発展のためにも、農学領域にジェンダー視点を取り入れることが不可欠であると指摘するのである。

(注15)調査を実施した大学は以下のとおり(大学省略、帯広畜産、北海道、弘前、岩手、山形、東北、茨城、宇都宮、筑波、新潟、千葉、東京、東京農工、信州、静岡、名古屋、岐阜、三重、京都、神戸、岡山、広島、鳥取、島根、山口、香川、高知、愛媛、九州、佐賀、宮崎、鹿児島、琉球、京都府立、大阪府立、酪農学園、東京農業、名城、近畿)。学生数はほとんどが平成18年(2006年)5月1日現在。国立大学法人の教員数はほとんどは平成18年(2006年)10月1日現在で、他は平成18年(2006年)4月1日現在など。

(注16)北海道、東北、東京、名古屋、京都、九州(大学院省略)。

(4) 社会政策領域における可能性

社会政策とは、社会保険・公的扶助・税制等を通ずる所得移転、及び医療保障や社会サービスなどをめぐる政府あるいは団体の政策を意味する場合が多く、雇用労働関係の規制や近年では環境などの規制も、社会政策と

して論じられることが少なくない。そのような社会政策については、研究・実践ともに欧米諸国がリードしてきた。

しかし、近年、所得移転を中心とする社会政策は、逆機能といわないまでも機能不全の様相を呈し、多くの人々にとって、生活と社会参加が困難であるという「社会的排除」(social exclusion)が現れてきた。「貧困ならびに失業という現象は、おそらく1930年代以来初めて先進国と発展途上国とに共通する現象となった」という指摘もある[バラ/ラペール 2004 = 2005]。

社会政策の機能不全の背景には、第一に経済のグローバル化がある。金融の自由化を主軸とする経済のグローバル化によって、主権国家が経済・社会政策を独自に立案し機能させる余地は狭められてきた。各国が国際収支の不均衡を賄う上で、政府の財政政策や金融政策がコントロールできない資本の短期的移動が決定的となり、世界貿易機関(WTO)体制の下で、教育や福祉サービスについても市場の開放を求められるからである[シャルプ 2005]。

従来の社会政策の機能不全は、第二に、「ポスト工業化」に伴って顕在化してきた「新しい社会的リスク(New Social Risks: NSR)」に、対処しがたいという形で現れているとされる[Bonoli 2003, Taylor-Gooby 2004]。NSRは、とりわけ雇用が第三次産業にシフトし、女性が大量に労働力人口に参入するという社会経済的転換に関連している。リスクの例として、仕事と家族生活が調和しないリスク、ひとり親になるリスク、近親者が高齢や障害により要介護になるリスク、低い技能しか持たないか、身につけた技能が時代遅れとなるリスク、そして中断を挟んだりパートタイムなどの就業パターンのために、社会保障から部分的に排除されるリスク、などが挙げられる。ここから、少子高齢化という人口学的転換も関連していることが分かる。

ここで問うべきは、NSRが実際にどれほど新しいか、であろう。歴史を振り返れば、農業等の第一次産業が主要産業であった時代は、人類史の大部分を占め、そこで女性は男性に劣らず不可欠な労働力だった。また、熟練の陳腐化は産業革命期に鋭いイシューとなり、女性が工場労働につくことによる家族生活との調和の問題は、1830年代から40年代のイギリスで工場立法をめぐる議論の焦点の一つだった[セイン 1996 = 2000]。戦後福祉国家の下でも、就労者、特にその有子世帯の貧困は、繰り返し政策課題になった。

にもかかわらず、20世紀後半の福祉国家の社会政策は、社会保険の制度設計に明らかなように、多様な生活ニーズないしリスクを、主として男性世帯主の所得が家族の生活費に対して不足するという一つの次元に還元した。所得が不足する原因についても、主要には就労しているか否かで割り切り、就労貧困や家庭と仕事の両立ニーズを無視してきた。男性が安定的

に雇用され、女性が労働力に参入しないことを「標準」と見なすような、ジェンダーに関わるバイアスを含んでいたのである。

そうしたバイアスは、1980年代後半からジェンダーに敏感な視点に立つ社会政策研究や政策提言を通じて繰り返し指摘された。その結果 90年代後半には、ジェンダーに敏感な視点が比較社会政策論の主流に組み込まれるようになった[Esping-Andersen 1996, 宮本 2003]。例えば、ヨーロッパ連合は、社会的排除との闘い(社会的包摂)を 21世紀初頭の主要課題の一つとし、女性の就業率の引き上げと児童の就学前教育の充実を重点政策としている[Esping-Andersen et al. 2002]。

社会的排除やNSRの認識は、20世紀福祉国家が一次元に還元した問題を、改めて多様な当事者にそくして、ジェンダーに敏感な視点を交えつつ、具体的に捉えようとする動きと言えよう。これは、社会政策の研究と実践にとって、極めてチャレンジングな状況である。その際、欧米諸国の経験に学ぶことは、依然として必要であり大きな意義を持つとしても、欧米をリーダーないしモデルとするような従来からの傾向からは脱却すべきであろう。

例えば、多産多死から少産少死、長寿化という人口学的転換は、いわゆる先進国のみならず、新興工業化国や途上国をも舞台として不可逆的に進行しており、日本は目下その先頭を走っている。急速な少子高齢化に伴うリスクや社会的コストは、後発国でこそ激しいと予測され、社会政策の挑戦を要する真に「新しい」社会的リスクである。ジェンダーに敏感な視点を生かした社会政策の研究と実践は、日本社会ばかりでなく少子高齢化に直面するアジア諸国の持続可能性に大きく貢献し得るものであり、その可能性を追求することが要請されている。

(5) ジェンダー法学における可能性

今日では、性差別禁止と男女平等原則が世界各国の法制度上で確立され、女性差別撤廃条約等の批准を通して、男女の人権が保障されつつある。日本でも、憲法を初め、男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法によって、性差別の禁止や形式的・実質的平等が保障されている。しかし、実際には、立法・行政・司法(裁判)の過程になおも性差別的な規定や運用が残存し、性別に由来する固定観念や偏見が数多く存在する。

日本では、第一に、憲法第14条第1項や第24条で保障された男女平等(性差別禁止)原則に抵触すると考えられる法律や制度も少なくない。男系主義を墨守している皇室典範のほか、婚姻・離婚に関する民法の規定(女子のみ6か月の再婚禁止を定める民法第733条など)、国公立の大学・高校における男女別学制などがその例である。

第二に、法律上は形式的に性に中立的な規定・原則の下にありながら、実際には、男女間に著しい不均衡が生じているという問題が数多く存在す

る。婚姻時に妻または夫の氏を選択することを定める民法第 750 条では、規定は性中立的であるのに対して、現実には 98% の夫婦が夫の氏を選択しており、夫婦同氏原則自体の問題性も指摘されている。労働の局面においても、男女同一賃金原則の存在にもかかわらず、女性労働者の平均賃金は今なお男性のその 68% に留まっている。政治面でも、選挙権・被選挙権（立候補権）は男女同等に認められているが、女性国会議員や立候補者の比率はきわめて低く、衆議院の女性議員率 9.2%（平成 17 年（2005 年）10 月末現在）は世界 185 か国中 129 位という現実がある。この背後には、女性は政治に向かないとする伝統的な特性論（ジェンダー・バイアス）や性別役割分業観がある。このような家庭・労働・政治の局面における不平等の実態こそ、まさにジェンダーの視点に立った批判的検討を要するものであり、その原因と解決策を日本全体の性別役割分業社会・男子中心社会の構造や意識にまで遡って解明することが求められている。

第三に、私人間の雇用契約上の取り扱い、あるいは司法・裁判過程の運用のレベルにまで視野を拡げれば、ジェンダー・バイアスに根ざした差別的扱いが数限りなく存在することが分かる。年齢や雇用形態（一般職・総合職の別）などを介在させた間接差別の問題も、憲法の平等規定を私人間に適用する際の間接適用（私法の一般原則である「公序良俗」観念を解して当否を決する方法）の妥当性など、困難な理論的課題と結びついている。交通事故で死亡した女兒の逸失利益を算出する際に、男性の 67% 程度しかない女性の平均賃金を基礎に将来の収入額を計算することで、男児の損害賠償額よりも女兒のそれを相当低くする判例・実務なども、社会的に形成されたジェンダーに根ざした実質的差別と言えよう。さらには、捜査や裁判過程で認められるセカンド・レイプ（レイプの被害女性を男性捜査官の無理解が傷つける現象）や貞操観念のダブル・スタンダード（女性により強い貞操を求める）などについても、批判的に検討されなければならない。

そこで、これらの隠れたジェンダー・バイアスを発見して批判的に検討し理論化するジェンダー法学の役割が、今後はますます重要になると思われる。このため、欧米ではフェミニズム法学やジェンダー法学が発展し、日本でも平成 15 年（2003 年）にジェンダー法学会が設立され、専門職大学院（法科大学院や公共政策大学院等）では「ジェンダーと法」などの講義が開講されるようになった（第 2 章第 2 節第 5 項参照）。その課題とは、

司法・公共政策におけるジェンダー・バイアスの発見と批判的検討、ジェンダー問題の理論的分析、ジェンダーの視点からの法学・公共政策研究の再構築、新たな学問領域としてのジェンダー法学・ジェンダー政治学等の確立、男女共同参画促進政策や法改正についての具体的検討や政策提言、などである[辻村 2005]。

ジェンダー法学には、こうした課題への取組を通じて、社会の諸制度に隠されているジェンダー・バイアスを発見・分析し、ジェンダー視点に立

った研究分野としてその研究成果を立法や政策に還元することが求められている。新たな研究領域としてのジェンダー法学の役割は大きいと言わなければならない。

同時に、法学の既存領域の側でも、憲法学・刑法学・民法学等々の各領域でそれぞれジェンダー視点に立った理論や判例の再検討が求められている。法学界自体が従来から男性中心社会であったこともあり、このような性差別問題・ジェンダー問題には大きな関心が寄せられてこなかった。ジェンダー視点の重要性が多少とも認識されるようになった今日でさえ、この問題を個別の各論的課題として捉え周辺化する傾向（いわゆるゲッター化）は否定できない。ジェンダー法学で問題にされる課題、例えば間接差別やポジティブ・アクションなどの理論的・実践的問題を、法学の全領域に共通する総論的課題として扱うことが今後も求められている。このことは、政治学でも同様であり、「女性と政治」の問題を各論的なテーマとして扱うのではなく、政治過程ないし民主主義論におけるジェンダー・バイアスの制度的・理論的課題を総論的に検討することが急務であると言えよう。

ジェンダー視点に立った法学理論の研究と実務と教育は、相互に連携しながら、法科大学院や司法研修所などの法曹養成課程のみならず広く一般的な大学教育や社会教育の中に浸透していくことが望まれる。さらに、ジェンダー視点に立った研究・実務の成果を立法・行政へと還元していくためには「担い手」の役割が極めて重要であり、行政機関や市民団体等との連携が重要であることも言うまでもない。日本では、男女共同参画社会基本法・基本計画、各自治体の推進条例等の下でナショナル・マシーナリーとしての内閣府男女共同参画局や各自治体の担当部局などの機構整備が進められており、今後は、研究・実務・教育・行政・運動という五者連携がいっそう自覚的に促進されることが期待される。

5 結論と提言 ジェンダー視点が拓く学術と社会の未来のために

本報告においては、歴史学・文学・精神分析・経済学・法学・政治学・社会学・体育学・スポーツ科学など、既にジェンダー研究が成果を挙げた人文・社会科学の学問領域を概観し、ジェンダー概念の意義やジェンダー研究の課題に関する現状を概観してきた(第2章)。また、「理工系における男女共同参画」の取組が進められている自然科学領域においても、生物学における性(性別・性差)研究の現状を、脳科学・神経科学・進化生物学などの領域において確認し、ジェンダー研究との対話の可能性を探るとともに(第3章)、性差医療・工学・農学・社会政策・ジェンダー法学など、今後、ジェンダー視点が更に展開していく可能性のある諸研究領域の概観を通じて(第4章)、ジェンダー視点が拓く学術と未来について検討してきた。

以上により、学術にジェンダー視点を取り入れることの意義とは、学術研究への一般的要請の中に根拠を持った、次の二点にまとめられる。

第一に、学術にジェンダー視点を取り入れることは、学術研究が要請されているところの、「客観性」や「普遍性」という価値理念を自省的に検証することに関連している。学術研究は、社会と関連性を持ちながら行われる側面を持つものである。「学問の自由」という価値理念が尊重されるべきであることはいうまでもないが、その「自由」は同時に、学術研究に従事する者に、「客観性」や「普遍性」の検証を出来うるかぎり志向することを義務として課している。学術研究においては、この観点から、自らの活動において収集したデータやデータの分析枠組みに関して、偏りがないかどうかの検討を行うことを常に要請されている。

学術にジェンダー視点を取り入れることは、具体的には、研究対象であるところのデータ・資料・史料等の作成において、合理的理由を欠いたまま、一方の性別にのみ偏った作成がなされていないかどうか、あるいは性別による差異の可能性に十分配慮した作成がなされているかどうかの検討、データ・資料・史料等の分析において、合理的理由を欠いたまま、特定の性別にのみ備わる特徴を普遍的特性としてしまうなど、偏った分析枠組みになっていないかどうか、あるいは性別による差異の可能性に十分配慮した分析枠組みになっているかどうかの検討を要請している(このような要請は、第一義的には、人間存在・人間活動を研究対象とする人文・社会科学や医学などの学問に対してなされていると考えるべきであるが、生物学を始め、人間以外の雌雄や性などに関連するデータを対象とする自然科学の学問領域においても検討されるべきことを否定するものではない)。

したがって、学術にジェンダー視点を取り入れることは、学術活動において要請されている「客観性や普遍性の検証」という観点から行う自己反

省と軌を一にする。また、「ジェンダーに敏感」になることは、ジェンダーが人種・民族・階級・年齢・障害の有無などによって異なる形態をとるゆえに、人間存在における多様性に敏感であることにつながっていくと思われる。

第二に、学術にジェンダー視点を取り入れることは、学術研究活動の成果物の評価と関連している。前述したように、学術研究は、社会と関連して行われているのであり、その最終成果物は、人類社会に還元されるべきものである。学術研究の成果は、研究活動上の意義のみならず、その成果が一般の社会構成員の福祉の増大にとって有意義であるか、あるいは「苦痛や悲惨さの軽減」という観点から貢献を果たし得るか等、広く一般社会の人々の幸福という観点から評価されなければならない。「社会のための科学」、「社会のための学問」というこの考え方は、日本学術会議も学術研究評価の観点として明確に提唱しているところである。

学術にジェンダーの視点を取り入れることとは、この学術研究の評価の観点であるところの「社会」の構成員をイメージする際に、十分に「ジェンダー視点」を生かすことを意味する。この意味で学術にジェンダーの視点を取り入れることは、人間存在・人間活動を主な研究対象とする諸領域だけでなく、全ての研究者に要請されていると考えることができる。

「ジェンダー視点による学術の再構築」の意義として、第19期の対外報告においては「男女平等の実現」に大きな焦点が当てられていた。また、本報告書の各学問領域におけるジェンダー研究の成果が示してきたように、こうした研究の意義には「性差別の是正」、「格差の是正」等を挙げることができる。これらは、つまり、「学術研究」とは、多様性を持つ社会構成員の間に公正性や平等性が確立される上で、その成果が生かされるのであるという視点を示している。本報告書では、性差医療・工学・農学・社会政策学・ジェンダー法学など、新たな領域における取組を検討してきたが、その他にも「災害とジェンダー」や「安全保障とジェンダー」など、学術にジェンダーの視点を取り入れることで、より公平かつ平等に多くの人々に利用可能な学術研究の在り方を模索し、「人間のための学術」に大きく貢献することのできる研究分野が数多く展望できるであろう。

21世紀社会は、20世紀社会以上に、人種・民族・階級・年齢・障害の有無など多様性を持つ人々が、それによって差別されることなく、相互交流・相互依存していく社会である。このような社会に資する学術研究とは、当然にも人々の多様性に十分配慮した活動を要請されている。「学術にジェンダーの視点を取り入れること」は、人々の多様性に配慮した研究活動を行う上で不可欠な視点なのである。一部に生じている誤解に惑わされることなく、今後も引き続き「ジェンダー視点による学術の再構築」を行っていくことが求められよう。

そのため本委員会は、

1) 科学者コミュニティに向けて

- ・ジェンダー視点があらゆる学術研究にとって必要かつ有効であることを認識し、各学問分野にジェンダー視点を取り入れること
- ・学術における男女共同参画施策などに、ジェンダー研究及び教育の成果を十分に活用すること

2) 行政及び教育研究機関に向けて

- ・ジェンダー視点に立った学術研究及び教育を支援・育成すること
- ・ジェンダー概念の重要性を十分に認識し、その使用を促進すること

3) マスコミ・企業・一般市民に向けて

- ・情報の発信及び受信において、ジェンダーに敏感な視点を持つこと
- ・経済活動及び社会生活において、ジェンダーに敏感な視点を持つこと

以上を提言し、男女共同参画社会の実現に寄与することを通じて、国民の健康福祉の向上、ひいては世界の平和と幸福の追求に資することを期待する。

< 参考文献 >

1 はじめに

- トマス・クーン 1962 = 1971 中山茂訳 『科学革命の構造』 みすず書房

2 - (1) 学術におけるジェンダー視点の誕生と変遷

- 江原由美子 2001 『ジェンダー秩序』 勁草書房
- ジョーン・スコット 1988 = 1992 荻野美穂訳 『ジェンダーと歴史学』 平凡社
- クリスティーヌ・デルフィ 1989 = 1989 「セックスとジェンダー」 『性役割を変える 地球的視点から』 国立婦人教育会館
- ジュディス・バトラー 1990 = 1999 竹村和子訳 『ジェンダー・トラブル』 青土社
- 上野千鶴子 2002 『差異の政治学』 岩波書店

2 - (2) 人文・社会科学におけるジェンダー研究の展開

歴史学とジェンダー

- 河村貞枝・今井けい編 2006 『イギリス近現代女性史研究入門』 青木書店
- トーマス・キュ - ネ編 1996 = 1977 星乃治彦訳 『男の歴史 市民社会と「男らしさ」の神話』 柏書房
- ジョーン・W・スコット 1988 = 2004 荻野美穂訳 『ジェンダーと歴史学』 (増補新版) 荻野美穂訳、平凡社
- 姫岡とし子 2004 『ジェンダー化する社会 労働とアイデンティティの日独比較史』 岩波書店
- 義江明子 2002 「古代女帝論の過去と現在」 『岩波講座 天皇と王権を考える 7 ジェンダーと差別』 岩波書店
- Cohen, E.E., 2002, "An unprofitable masculinity", Cartledge, P., Cohen, E.E., and Foxhall, L. eds., 2002, *Money, Labour and Land: Approaches to the Economies of Ancient Greece*, London and New York: Routledge.
- Frevert, Ute, 2001, *Die kasernierte Nation: Militärdienst und Zivilgesellschaft in Deutschland*, Munchen: Beck.

文学とジェンダー

- 飯田祐子 1998 『彼らの物語 日本近代文学とジェンダー』 名古屋大学出版会
- 上野千鶴子・小倉千加子・富岡多恵子 1992 『男流文学論』 筑摩書房
- 江種満子・漆田和代編 1992 『女が読む日本近代文学 フェミニズム批評の試み』 新曜社
- 岡野幸江・長谷川啓・渡邊澄子編 2002 『買売春と日本文学』 東京堂出版
河添房江 1992 『源氏物語の喩と王権』 有精堂出版

- サンドラ・ギルバート / スーザン・グーバー 1975 = 1986 山田晴子・園田美和子訳 『屋根裏の狂女 ブロンテと共に』朝日出版社
- 小嶋菜温子 1995 『源氏物語批評』有精堂出版
- 駒尺喜美 1978 『魔女の論理』エボナ出版
- エレイン・ショーウォーター 1977 = 1993 川本静子ほか訳 『女性自身の文学 ブロンテからレッシングまで』みすず書房
- エレイン・ショーウォーター 1985 = 1990 青山誠子訳 『新フェミニズム批評 女性・文学・理論』岩波書店
- 菅聡子編 2004 『女性作家《現在》』（「国文学解釈と鑑賞・別冊」）至文堂
- ガヤトリ・C・スピヴァク 1988 = 1998 上村忠男訳 『サバルタンは語ることができるか』みすず書房
- 関礼子 1997 『語る女たちの時代 葉と明治女性表現』新曜社
- イヴ・K・セジウィック 1985 = 2001 上原早苗・亀澤美由紀訳 『男同士の絆 イギリス文学とホモソーシャルな欲望』名古屋大学出版会
- イヴ・K・セジウィック 1990 = 1999 外岡尚美訳 『クローゼットの認識論 セクシュアリティの20世紀』青土社
- 竹村和子 2004 「虎穴に入れば フェミニズム・文学・理論 の誕生と死」 『講座 文学 文学理論』岩波書店、251-76 頁
- 中川成美 1999 『語りかける記憶 文学とジェンダー・スタディーズ』小沢書店
- ジュディス・バトラー 1990 = 1999 竹村和子訳 『ジェンダー・トラブル フェミニズムとアイデンティティの攪乱』青土社
- 平田由美 1999 『女性表現の明治史』岩波書店
- ジュディス・フェットラー 1978 = 1994 鶴殿えりか、藤森かよこ訳 『抵抗する読者 フェミニストが読むアメリカ文学』ユニテ
- ローラ・マルヴィ 1974 = 1992 斉藤綾子訳 「視覚的快楽と物語映画」 『イマージ』第3巻12号、40-59 頁
- 水田宗子 1982 『ヒロインからヒーローへ 女性の自我と表現』田畑書店
- ケイト・ミレット 1970 = 1985 藤枝澗子・加地永都子・滝沢海南子・横山貞子訳 『性の政治学』ドメス出版
- トニ・モリスン 1990 = 1994 大社淑子訳 『白さと想像力 アメリカ文学の黒人像』朝日新聞社
- トリン・T・ミンハ 1989 = 1995 竹村和子訳 『女性・ネイティヴ・他者 ポストコロニアリズムとフェミニズム』岩波書店
- 精神分析とジェンダー**
- リュース・イリガライ 1977 = 1987 棚沢直子ほか訳 『ひとつではない女の性』勁草書房

- ジェイン・ギャロップ 1985=1990 富山太佳夫・椎名美智・三好みゆき訳『ラカンを読む』岩波書店
 - メラニー・クライン 1921-1975=1983-1997 小此木啓吾ほか訳『メラニー・クライン著作集』全7巻、誠信書房
 - ジュリア・クリステヴァ 1978=1984 枝川昌雄訳『恐怖の権力』法政大学出版局
 - ジョアン・コブチェク 1994=1998 梶理和子ほか訳『わたしの欲望を読みなさい ラカン理論によるフーコー批判』青土社
 - ジョアン・コブチェク 2002=2004 鈴木英明・中山徹・村山敏勝訳『「女」なんていないと想像してごらん 倫理と昇華』河出書房新社
 - 竹村和子 2002『愛について アイデンティティと欲望の政治学』岩波書店
 - ジュディス・バトラー/スラヴォイ・ジジエク/エルネスト・ラクラウ 2000=2002 竹村 和子・村山敏勝訳『偶発性・普遍性・ヘゲモニー 新しい対抗政治への対話』青土社
 - ジグムント・フロイト 1905～1933 = 1968～1983 井村恒郎他編『フロイト著作集』第1～11巻、人文書院
 - レオ・ベルサーニ 1986=1999 長原豊訳『フロイト的身体』青土社
 - ジェシカ・ベンジャミン 1988=1996 寺沢みずほ訳『愛の拘束』青土社。ジュリエット・ミッチェル 1974=1977 上田昊訳『精神分析と女の解放』合同出版
 - エリザベス・ライト 1982=2002 岡崎宏樹・檉村愛子・中野昌宏訳『フェミニズムと精神分析事典』多賀出版
 - エリザベス・ライト 2001=2005 椎名美智訳『ラカンとポストフェミニズム』岩波書店
 - ジャック・ラカン 1966 =1972 宮本忠雄ほか訳『エクリ』全3巻、弘文堂
 - Judith Butler, 1993, *Bodies That Matter: On the Discursive Limits of "Sex,"* New York & London: Routledge.
 - Elizabeth Grosz, 1994, *Volatile Bodies: Toward a Corporeal Feminism,* Bloomington: Indiana UP.
 - Jacques Lacan, 1975=1998, *The Seminar of Jacques Lacan: Book XX, Encore 1972-1973,* trans. by Bruce Fink, New York: Norton
- 経済学とジェンダー**
- Becker, G. S., 1965, "A theory of the Allocation of Time," *Economic Journal*, 75(299).
 - Dwyer, D. and Bruce, J. eds., 1988, *A Home Divided: Women and Income in the Third World,* Stanford: Stanford University Press.
 - Elson, D., 1994, "Micro, Meso, Macro: Gender and Economic Analysis in the Context of Policy Reforms", Bakker, Isabella ed., *The Strategic*

Silence: Gender and Economic Policy, London and Ottawa: Zed Press and North-South Institute.

- Folbre, N., 1986, "Cleaning House: New Perspectives on Households and Economic Development," *Journal of Development Economics*, 22(1).
- Sen, A., 1990, "Gender and Cooperative Conflicts," Tinker, I. ed., *Persistent Inequalities: Women and World Development*, New York and Oxford: Oxford University Press.

法学・政治学とジェンダー

- 浅倉むつ子・戒能民江・若尾典子 2004 『ジェンダー法学』明石書店
- ジェンダー法学会編 2004-2006 『ジェンダーと法』第1-3号、日本加除出版
- 進藤久美子 1997 『ジェンダー・ポリティックス』新評論
- 辻村みよ子 2005 『ジェンダーと法』不磨書房
- 辻村みよ子・山元一編 2005 『ジェンダー法学・政治学の可能性』（東北大学 21世紀 COE 『ジェンダー法・政策研究叢書』第3巻）東北大学出版会
- 日本政治学会編 2004 『年報政治学 2003 「性」と政治』岩波書店
- 日本法哲学会編 2004 『日本法哲学年報 ジェンダー、セクシュアリティと法』有斐閣
- Bartlett, K. T., 1993, *Gender and Law*, Boston: Little, Brown & Co.
- Collin, F., et Deutcher P. dir., 2004, *Repenser le politique: L'apport du féminisme*, Campagne Première
- Dahlerup D. ed., 2006, *Woman, Quota, and Politics*, Routledge
- Klein, Ehtel, 1984, *Gender Politics: From Consciousness to Mass Politics*, Harvard UP.
- MacKinnon, C. A., 1987, *Feminism Unmodified: Discourses on Life and Law*, Cambridge, MA: Harvard UP.
- Olsen, F. E. ed., 1996, *Feminist Legal Theory*, I&II, New York UP.

社会学とジェンダー

- 井上輝子 1980 『女性学とその周辺』勁草書房
- 井上輝子他 1994-1995 『日本のフェミニズム』全7冊・別冊1、岩波書店
- 岩男寿美子・原ひろ子 1979 『女性学のすすめ』講談社
- 上野千鶴子 2002 『差違の政治学』岩波書店
- 加藤秀一・坂本佳鶴恵・瀬地山角編 1993 『フェミニズム・コレクション』全3巻、勁草書房
- 女性学研究会編 1984-1987 『講座女性学』全4巻、勁草書房

体育学・スポーツ科学とジェンダー

- 飯田貴子・井谷恵子他 2004 『スポーツジェンダー学への招待』明石書店

- クリスティン・L・ウェルス 1985 = 1989 宮下充正監訳 『女性のスポーツ生理学』大修館書店
- 加賀谷淳子編著 1998 『女性とスポーツ 動くからだの科学』朝倉書店
- 加賀谷淳子 2006 「体力の性差を踏まえた運動・スポーツ」 『学術の動向』 11 巻 11 号、28-30 頁

2 - (4) ジェンダー概念の意義のまとめ

- ロバート・ストラー1968 = 1973 桑畑勇吉訳『性と性別 男らしさと女らしさの発達について』岩崎学術出版社
- ジョン・マネー & パトリシア・タッカー1975 = 1979 朝山新一訳 『性の署名 問い直される男と女の意味』人文書院
- 三宅義子編 2001 『日本社会とジェンダー』（叢書 現代の経済と社会とジェンダー 第3巻）明石書店
- マーサ・C・ヌスバウム 2000 = 2005 池本幸生・田口さつき・坪井ひろみ訳 『女性と人間開発 潜在能力アプローチ』岩波書店
- 安川悦子 2000 『フェミニズムの社会思想史』明石書店

3 - (3) 脳の性差とジェンダー

- 貴邑富久子監修 2002 『性差医学入門 女と男のよりよい検討と医療のために』
- ジョン・コラピント 2000 = 2000 村井智之訳 『ブレンダと呼ばれた少年 — ジョンズ・ホプキンス病院で何が起きたのか』無名舎
- 松本伊瑳子・金井篤子編 2004 『ジェンダーを科学する』ナカニシヤ出版
- 山内兄人・新井康充編著 2005 『脳の性分化』裳華房
- Allen, L.S. et al., 1991, "Sex difference in the corpus callosum of the living human being," *J. Neuroscience*, 11: 933-942.
- Buckner, R.L., Raichle, M.E. and Petersen, S.E., 1995, "Dissociation of human prefrontal cortical areas across different speech production tasks and gender groups," *J. Neurophysiol*, 74: 2163-2173.
- Blackmore, C. and Cooper, G. F., 1970, "Development of the brain depends on visual environment," *Nature*, 228: 477-478.
- Bradley, Susan J., D. Oliver, Gillian, B. Chernick, Avinoam and Zucker, Kenneth J., 1998, "Experiment of Nurture: Ablatio Penis at 2 Months, Sex Reassignment at 7 Months, and a Psychosexual Follow-up in Young Adulthood," *Pediatrics*, 102(1): e9.
- Dar-Nimrod I and Heine SJ, 2006, "Exposure to scientific theories affects women's math performance," *Science*, 314: 435.

- Gorski, R.A. et al., 1978, "Evidence for a morphological sex difference within the medial preoptic area of rat brain," *Brain Research*, 148: 333-346.
- Hampson, E., 1999, "Sexual differentiation of spatial functions in humans," Matsumoto, A. ed., *Sexual differentiation of the Brain*, CRC press, Boca Raton, FL, pp279-300.
- MacLean, P.D., 1982, "On the origin and progressive evolution of the triune brain," Armstrong, E. and Falk, D. eds., *Primate Brain Evolution: Methods and Concepts*, New York: Plenum Press.
- Shaywitz, B.A. et al., 1995, "Sex difference in the functional organization of the brain for language," *Nature*, 373: 607-609.
- Tanapat P. et al., 1999, "Estrogen stimulates a transient increase in the number of new neurons in the dentate gyrus of the adult female rat," *J. Neuroscience*, 19: 5792-5801.
- Valenstein, E.S. et al., 1967, "Sex differences in taste preference for glucose and saccharin solution," *Science*, 156: 942-943.

3 - (4) 神経科学とジェンダー

- 久徳重盛 1979 『母原病』教育研究社
- 黒田公美 2004 「母子関係が児の精神発達に与える影響」 『臨床精神医学』 33 (11) : 1423-1431
- 黒田公美 2004 「母性行動の神経生物学的基盤」 『分子神経医学』 4 (4) : 296-300
- Bettelheim, B., 1967, *The Empty Fortress: Infantile Autism and the Birth of Self*, New York: The Free Press.
- Bowlby, J., 1951, *Maternal Care and Mental Health*, Geneva: World Health Organization.
- Harlow, H. F., 1958, "The Nature of Love," *American Psychologist*, 13: 573-685.
- Hrdy, S.B., 1999, *Mother Nature: Maternal Instincts and How They Shape the Human Species*, Ballantine Books.
- Kanner, L., 1943, "Autistic disturbances of affective contact," *The Nervous Child*, 2:217-250.
- Kuroda, K. O., Meaney, M. J., Uetani, N. Fortin, Y., Ponton, A., and Kato, T., 2006, "ERK-FosB signaling in dorsal MPOA neurons is essential for the initiation of parental behavior in mice," *J Neurosci* (in revision).
- Numan. M., and Insel, T. R., 2003, *The Neurobiology of Parental Behavior*, New York: Springer-Verlag.

- Rutter, M., 1972, *Maternal Deprivation Reassessed*, Harmondsworth: Penguin.
- Spitz, R.A., 1965, *The First Year of Life: A Psychoanalytic Study of Normal and Deviant Development of Object Relations*, New York: International Universities Press.

3 - (5) 進化生物学とジェンダー

- 長谷川真理子 2005 『クジャクの雄はなぜ美しい?』 紀伊国屋書店

3 - (6) 生物学史とジェンダー

- 井上清恒 1943 『生物学』 内田老鶴園
- 小川眞里子 2001 『フェミニズムと科学 / 技術』 岩波書店
- ロンダ・シービンガー 1989 = 1992 小川眞里子・藤岡伸子・家田貴子訳 『科学史から消された女性たち アカデミー下の知と創造性』 工作舎
- ロンダ・シービンガー 1993 = 1996 小川眞里子・財部香枝訳 『女性を弄ぶ博物学 リンネはなぜ乳房にこだわったのか』 工作舎
- ロンダ・シービンガー 1999 = 2002 小川眞里子・東川佐枝美・外山浩明訳 『ジェンダーは科学を変える!? 医学・霊長類学から物理学・数学まで』 工作舎
- 福井玉夫 1944・1948 『生物学汎論』 培風館
- トマス・ラカー 1990 = 1998 高井宏子・細谷等訳 『セックスの発明 性差の観念史と解剖学のアポリア』 工作舎 .
- The Biology and Gender Study Group, 1989, "The Importance of Feminist Critique for Contemporary Cell Biology," Tuana, Nancy, ed., *Feminism & Science*, Indiana University Press

3 - (8) 生物学とジェンダー研究の更なる対話を目指して

- 金森修 2000 『サイエンス・ウォーズ』 東京大学出版会
- ジョーン・W・スコット 1988 = 2004 荻野美穂訳 『ジェンダーと歴史学』 (増補新版) 荻野美穂訳、平凡社
- アラン・ソーカル / ジャン・プリクモン 1998 = 2000 田崎晴明・大野克嗣・堀茂樹訳 『知の欺瞞ーポストモダン思想における科学の乱用』 岩波書店

4 - (1) 性差医療における可能性

- 河野宏明 2004 「心筋梗塞危険因子の性差」 『性差と医療』 1: 29-36
- 厚生労働省 『平成 12 年度人口動態統計』
- 柴田博 1997 「地域の高齢者における転倒・骨折に関する総合的研究」 『平成 7 - 8 年度科学研究費補助金 (基盤研究 A[1]) 研究報告書』

- 千葉県健康福祉部健康増進課「健康ちば21」
http://www.pref.chiba.jp/syozoku/c_kenzou/8zyosei/1kikaku/21/21top.html
- 東京健康安全研究センター2002, 『疾病動向予測システム 年次推移 27 死因男女』
- 松林公蔵 2001 「要介護発現状態の危険因子」 『日老医誌』 38: 614-616.
- 日本動脈硬化学会 2002 「動脈硬化性疾患診療ガイドライン 2002 年版」 日本動脈硬化学会
- 本宮武司・細田瑳一 1997 「高齢者の acute coronary syndrome の治療」 *Med Pract*, 14: 2029-2032.
- 山本逸雄 1999 「骨粗鬆人口の推定」 *Osteoporosis Japan*, 7: 10-11.
- Dicipinigaitis PV, Rauf K, 1998, “The influence of gender on cough reflex sensitivity,” *Chest*, 113: 1319-1321.
- Kannel WB, Hjortland MC, McNamara PM, Gordon T, 1976, “Menopause and risk of cardiovascular disease: the Framingham Study,” *Ann Intern Med*, 85: 447-452.
- Kodama K, Sasaki H, Shimizu Y, 1990, "Trend of coronary heart disease and its relationship to risk factors in a Japanese population: a 26-year follow-up, Hiroshima/Nagasaki study," *Jpn Circ J* 54: 414-421.
- Kozlow JH, Berenholtz SM, Garrett E, Dorman T, Pronovost PJ, 2003, “Epidemiology and impact of aspiration pneumonia in patients undergoing surgery in Maryland, 1999-2000,” *Crit Care Med*, 1930-1937.
- Lehmann MH, Hardy S, Archibald D, quart B, MacNeil DJ, 1996, “Sex difference in risk of torsade de pointes with d,l-sotalol,” *Circulation*, 94: 2535-2541.
- Muller RT, Gould LA, Betzu R, Vacek T, Pradeep V, 1990, “Painless myocardial infarction in the elderly,” *Am Heart J*, 119: 202-204.
- Nakamura H, Arakawa K, Itakura H, Kitabatake A, Goto Y, Toyota T, et al., 2006, “Primary prevention of cardiovascular disease with pravastatin in Japan (MEGA Study): a prospective randomized controlled trial,” *Lancet*, 368: 1155-1163.
- Ouchi Y, Ohashi Y, Ito H, Saito Y, Ishikawa T, Nakamura H, et al., 2006, “Influence of Baseline and Posttreatment Total Cholesterol and LDL Cholesterol Levels on Cardiovascular Endpoints in the Pravastatin Anti-atherosclerosis Trial in the Elderly (PATE) Study,” *Curr Ther Res*, 67: 241-256.
- Theresa M and Mary-Lou P, 貴邑富久子監修 2003 『性差医学入門』 じほう

- Walle T, Byington RP, Furberg CD, McIntyre KM, Vokonas PS., 1985, “Biologic determinants of propranolol disposition: results from 1308 patients in the Beta-Blocker Heart Attack Trial,” *Clin Pharmacol Ther*, 38: 509-518.
- Yoshitake T, Kiyohara Y, Kato I, Ohmura T, Iwamoto H, Nakayama K, et al.,1995, “Incidence and risk factors of vascular dementia and Alzheimer's disease in a defined elderly Japanese population: the Hisayama Study,” *Neurology*,45: 1161-1168.

4 - (4) 社会政策領域における可能性

- フリッツ・W・シャルプ 2005 「グローバル経済化の国際競争力と福祉国家—社会保障・雇用・税制の類型分析」山口二郎・宮本太郎・坪郷實編著 『ポスト福祉国家とソーシャル・ガバナンス』ミネルヴァ書房、131-162 頁
- パット・セイン 1982→1996 = 2000 深澤和子・深澤敦監訳 『イギリス福祉国家の社会史 経済・社会・政治・文化的背景』ミネルヴァ書房
- アジット・S・バラ/フレデリック・ラペール 2004 = 2005 福原宏幸・中村健吾監訳 『グローバル化と社会的排除 貧困と社会問題への新しいアプローチ』昭和堂
- 宮本太郎 2003 「福祉レジーム論の展開と課題 エスピン・アンデルセンを越えて？」埋橋孝文編 『比較のなかの福祉国家』ミネルヴァ書房、11-41 頁
- Bonoli, Giuliano, 2003, “The politics of the new social policies, Providing coverage against new social risks in mature welfare states,” Paper presented at the conference “The politics of new social risks”, Lugano, Switzerland, 25-27 September 2003.
- Esping-Andersen, Gosta ed., 1996, *Welfare States in Transition National Adaptations in Global Economies*, London: SAGE.
- Esping-Andersen, Gosta, with Gallie, D., Hemerijck, A. and Myles, J., 2002, *Why We Need a New Welfare State*, Oxford: Oxford UP.
- Taylor-Gooby, Peter, 2004, “New Social Risks in Postindustrial Society: Some Evidence on Responses to Active Labour Market Policies from Eurobarometer,” *International Social Security Review*, 57(3): 45-64

4 - (5) ジェンダー法学における可能性 (2 - (2) - も参照のこと)

- 進藤久美子 2004 『ジェンダーで読む日本政治—歴史と政策』有斐閣
- ジェンダー法学会編 2004-2006 『ジェンダーと法』第1-3号、日本加除出版
- 第二東京弁護士会司法改革推進二弁本部ジェンダー部会編 2003 『司法におけるジェンダー・バイアス』明石書店

- 辻村みよ子 2005 『ジェンダーと法』 不磨書房
- 辻村みよ子・山元一編 2005 『ジェンダー法学・政治学の可能性』（東北大学 21 世紀 COE 『ジェンダー法・政策研究叢書』 第 3 巻）東北大学出版会
- 辻村みよ子編 2004 『世界のポジティブ・アクションと男女共同参画』（東北大学 21 世紀 COE 『ジェンダー法・政策研究叢書』 第 1 巻）東北大学出版会
- Barnett, Hilaire, 1998, *Introduction to Feminist Jurisprudence*, Cavendish Publishing Ltd.
- Knop, Karen ed., 2004, *Gender and Human Rights*, Oxford UP.
- Tsujimura M., et Lochak D. dir., 2006, *Egalité des Sexes : La discrimination Positive en question*, Société de Législation Comparée.

< 付録 >

年表 学術とジェンダーをめぐる動向

年	国連の動向	日本の動向（政府・国会）	日本学術会議その他における女性研究者問題に関する動向
1946			大学婦人協会の設立
1958			・ 蠟山政道お茶の水女子大学学長（当時）を代表者とする「女子の生活と文化の特性に関する歴史的総合的研究」が行われ、その一環として「わが国に於ける自然科学分野での女子の活動」という研究調査が実施される ・ 「日本婦人科学者の会」の発足
1960			友松芳郎が日本学術会議有権者の「婦人科学者（自然科学者を指す）」を対象に調査
1964			「京大婦人研究者連絡会議」が結成され、保育所づくりや実態調査、様々な分野の「婦人研究者」の交流などの活動が行われる
1964			「京都婦人研究者連絡会（婦研連）」の発足
1967			山下愛子らの勉強会（のちに「『自然科学と女性』研究会」と名称を変更）が東京上野の国立科学博物館で開かれた「日本科学史学会」年会で報告
1970～ 1980 年代			新堀通也らが日本経済研究財団、文部省科学研究費、エッソ研究財団、三島研究財団などの助成金によって教育社会学と科学社会学の視点から大学教授職に関する総合的研究を行い、日本の女性研究者の現状と歴史的変動をその対象に含めた
1973			日本学術会議や日本科学者会議に婦人問題小委員会が設置される
1975	・ 国際婦人年（目標：平等、発展、平和） ・ 国際婦人年世界会議（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択	・ 婦人問題企画推進本部設置 ・ 婦人問題企画推進会議開催	・ 4月末、国際婦人年に際して、日本学術会議「科学者の地位委員会」（女性委員は0）は女性研究者問題に取り組み始める ・ 10月22日、科学者の地位委員会が「婦人研究者問題小委員会」に女性研究者の参加を認める ・ 11月15日、日本学術会議会員男性5人と非会員女性研究者10人（のちに11人）が「婦人研究者問題小委員会」の初会合に参加、当該小委員会幹事として吉田会員、西田汎子（人文系）、猿橋勝子（自然科学系）が選出される ・ 12月20日、日本学術会議で国際婦人年を記念する女性研究者問題についてのシンポジウムが開催される ・ 「愛知婦人科学者の会」の設立

1977		「国内行動計画」策定	5月、日本学術会議第72回総会にて「婦人研究者の地位の改善について」(要望)が採択され、政府に提出される
1978~ 1979			日本女性学会、女性学研究会、国際女性学会が発足
1979	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択		つくばに「女性の会」が生まれる(在京の試験研究機関の筑波集中移転の完了を契機)
1980年代			お茶の水女子大学女性文化資料館において女性の自然科学研究者に関する事例的研究が開始される
1980	「国連婦人の十年中間年世界会議」(コペンハーゲン)で「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択		「女性科学者に明るい未来をの会」の設立
1981		「国内行動計画後期重点目標」	1月、猿橋勝子、第12期日本学術会議(7部制、定員210名)で初の女性会員となる(第4部)
1981?			第12期日本学術会議(1981-1985)の「科学者の地位委員会」の下に、正式に「婦人研究者の地位分科会」(委員定員7名、オブザーバー3名、委員長塩田庄兵衛会員)が設置される
1982~ 1984			「婦人研究者の地位分科会」にワーキンググループが設置され、塩田庄兵衛が研究代表となり、猿橋勝子とともに中心となって、女性研究者をとりまく状況に関する大規模な調査研究が行われる
1983			「女性の会」が発展して、つくば周辺の女性研究者を組織して「工業技術院女性研究者の会」が発足
1985	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議(西暦2000年に向けての)「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	<ul style="list-style-type: none"> ・「国籍法」の改正 ・「男女雇用機会均等法」の公布 ・「女子差別撤廃条約」批准 	7月、第13期日本学術会議(1985~1988)に女性会員3名(一番ヶ瀬康子(第1部)、安川悦子(第3部)、林雅子(第6部))が選出される
1986		婦人問題企画推進本部拡充:構成を全省庁に拡大、婦人問題企画推進有識者会議開催	
1987		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定	

1988			7月、第14期日本学術会議(1988~1991)に女性会員3名(一番ヶ瀬康子(第1部)、安川悦子(第3部)、林雅子(第6部))が選出される
1989			「愛知婦人研究者の会」が「愛知女性研究者の会」へ名称変更
1990	・国連婦人の地位委員会拡大会期 ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
1990年代			大学でのセクシュアル・ハラスメントへの取り組みが始まるが、研究文献となっているものはまだ少ない
1991		「育児休業法」の公布	・7月、第15期日本学術会議に女性会員3名(一番ヶ瀬康子(第1部)、安川悦子(第3部)、林雅子(第6部))が選出される ・日本科学者会議「婦人研究者問題委員会」が「女性研究者問題委員会」と改称
1992			・第15期日本学術会議に加藤春恵子(第1部)が補充会員として当選 ・「日本女性技術者フォーラム」の設立 ・京都大学矢野事件についての告発開始
1994		・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置(政令) ・男女共同参画推進本部設置 ・科学技術庁科学技術政策研究所で実施された「女性研究者の現状に関する基礎調査」が『平成5年度版科学技術白書』において引用される	・5月26日、日本学術会議第118回総会において『女性科学研究者の環境改善の緊急性についての提言(声明)』が採択される ・7月、第16期日本学術会議に女性会員1名(島田淳子(第6部))が選出される ・12月、JAICOWS(Japanese Association for the Improvement of Conditions of Women Scientists:女性科学研究者の環境改善に関する懇談会)の設立 ・「京都婦人研究者連絡会」が「女性研究者の会・京都(ふけんれん)」へ名称変更
1995	第4回世界女性会議 平等、開発、平和のための行動(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	育児休業法の改正(介護休業制度の法制化)	「生理学女性研究者の会」の設立

1996		<ul style="list-style-type: none"> ・7月、「科学技術基本計画(第1期)」において「第2章 総合的かつ計画的な施策の展開」の「1 研究者等の養成・確保と研究開発システムの整備等 (1) 研究者及び研究支援者の養成・確保」の第5項に「女性の研究者及び研究支援者等の確保及び勤務環境の充実を促進する」と記載される ・9月、男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 ・12月、「男女共同参画2000年プラン」の男女共同参画推進本部決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本婦人科学者の会」が「日本女性科学者の会」へ名称変更 ・エッソ女性のための研究奨励(1993年度)、東京女性財団研究活動助成(1994年度)、武蔵野女子大学特別研究費(1994年度)、文部省科学研究費助成金(1995年度)による調査研究の成果が、文部省科学研究費成果公開促進費(1996年度)の助成を受けて、村松泰子編『女性の理系能力を生かす』として発表される ・1996(平成8)年度文部省特定研究としてお茶の水女子大学ジェンダー研究センターで「大学教育とジェンダー」プロジェクト開始。研究代表者:利谷信義(平成8~9年度)・原ひろ子(平成10年度) ・お茶の水女子大学ジェンダー研究センターによる共同研究「女性と自然科学に関する研究」開始(湯浅年子・黒田チカ・保井コノなど 2006年現在も続行中)
1997		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会設置(法律) ・「男女雇用機会均等法」改正 ・介護保険法公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・7月、第17期日本学術会議に女性会員2名(原ひろ子(第1部)、島田淳子(第6部))が選出される ・9月、故渡辺和子さんを核に全国キャンパスセクハラネット結成
1999		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布、施行 	
2000	国連特別総会「女性2000年会議(ニューヨーク)」	「男女共同参画基本計画」を策定	<ul style="list-style-type: none"> ・6月 第17期日本学術会議、第132回総会において「女性科学者の環境改善の具体的措置について(要望)」と「日本学術会議における男女共同参画の推進について(声明)」を採択・公表 ・7月、第18期日本学術会議の女性会員7名となる(第1部3名、第2部2名、第3部1名、第6部1名)
2001		<ul style="list-style-type: none"> ・1月、男女共同参画会議設置 ・1月、男女共同参画局設置 ・3月、「科学技術基本計画(第2期)」閣議決定。「第2章 重要政策 II 優れた成果の創出・活用のための科学技術システム改革 (1) 優れた成果を生み出す研究開発システムの構築」の「人材の活用と多様なキャリア・パスの開拓」の項に「(b) 女性研究者の環境改 	<ul style="list-style-type: none"> ・工業技術院傘下の研究所が独立行政法人産業技術総合研究所に変わったことに伴い、「工業技術院女性科学者の会」が「産総研女性科学者の会」に名称変更

		<p>善」として4行があてられる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」制定 ・6月 第1回男女共同参画週間 ・7月閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」 ・平成13年度～平成14年度の2年間に限り、文部省科学研究費において「ジェンダー」が時限つき分科細目として設定（「基盤研究(c)一般」のみ） <p>応募件数：平成13年度 183件（採択 41件）、平成14年度 160件（採択 69件）</p>	
2001～2002			<p>都河明子（東京医科歯科大学）研究者代表が平成13～14年度科学技術振興調整費を「科学技術分野における女性研究者の能力発揮」というテーマで取得（中核機関：（株）三菱総合研究所）</p>
2002		<ul style="list-style-type: none"> ・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催 ・男女共同参画会議決定「配偶者暴力防止法」、「平成13年度監視」、「苦情処理等システム」 	<p>10月、男女共同参画学協会連絡会（Japan Inter-Society Liaison Association Committee for Promoting Equal Participation of Men and Women in Science and Engineering (EPMWSE)）が12学協会で発足（2006年6月現在は、28学協会が正式加盟、19学協会がオブザーバー加盟）</p>
2003		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策推進について」 ・男女共同参画社会の将来像検討会開催 ・第4回・5回女子差別撤廃条約実施状況報告審議 ・平成15年度文部科学省科学研究者補助金の申請に関して、「（系）総合・新領域系、（分野）複合新領域、（分科）ジェンダー、（細目）ジェンダー」新設 	<ul style="list-style-type: none"> ・3月25日、「女性の多様なキャリアを支援するための懇談会」（丹羽雅子座長）が「多様なキャリアが社会を変える」第一次報告（女性研究者への支援）を発表（文科省生涯学習政策局男女共同参画学習課担当） ・4月、国際女性学会が国際ジェンダー学会と改称 ・5月、第18期日本学術会議第991回運営審議会において「ジェンダー問題の多角的検討」特別委員会の提案による報告『ジェンダー問題と学術の再構築』を了承。その中に三つの提言が含まれる <ul style="list-style-type: none"> 1 女性研究者問題の改善に向けての長期的方策に関する提言 2 ジェンダー視点に基づく学術の再構築のための提言 3 男女共同参画社会に向けての長期的課題に関する提言 ・7月、第19期日本学術会議の女性会員13名となる（第1部6名、第2部3名、第4部3名、第6部1名）

			<ul style="list-style-type: none"> ・第 19 期日本学術会議では第 1 部（人文科学分野）「ジェンダー学研究連絡委員会」、第 2 部（社会科学分野）「21 世紀の社会とジェンダー研究連絡委員会」を設置 ・日本科学者会議「女性研究者問題委員会」が「女性研究者・技術者委員会」と改称
2004		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 ・男女共同参画社会の将来像検討会報告とりまとめ「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正及び同法に基づく基本方針の策定 	
2005	第 49 回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合 於ニューヨーク)	12 月、「男女共同参画基本計画(第 2 次)」策定	<ul style="list-style-type: none"> ・6 月、「ジェンダー学研究連絡委員会」、「21 世紀の社会とジェンダー研究連絡委員会」が提案した報告『男女共同参画社会の実現に向けて - ジェンダー学の役割と重要性 - 』を公表 ・10 月、新体制(3 部制、定員 210 名)の第 20 期日本学術会議において 42 名の女性会員が任命される(第 1 部 25 名、第 2 部 10 名、第 3 部 7 名) ・11 月、機能別委員会(常置)である「科学者委員会」に「男女共同参画分科会」設置 ・12 月、課題別委員会として「学術とジェンダー委員会」設置
2006		3 月、「科学技術基本計画(第 3 期)」の「第 3 章 科学技術システム改革 1 人材の育成、確保、活躍の促進 (1) 個々の人材が生きる環境の形成」において「女性研究者の活躍促進」に 22 行が当てられ、さらに同章「2 科学の発展と絶えざるイノベーションの創出」の「(6) 円滑な科学技術活動と成果還元に向けた制度・運用上の隘路の解消」において「...例えば、...出産・育児における女性研究者の勤務環境、異動に伴う年金・退職金の扱い、研究費の繰越明許の活用促進、...研究支援者等の雇用環境...などが考えられる」と制度的隘路の例が挙げられる	

出所：日本学術会議主催公開講演会「身体・性差・ジェンダー 生物学とジェンダー学の対話」
平成 18 年 7 月 8 日配布資料（作成 原ひろ子）

（注） 本年表は作成途上のものであり、2005 年以降の事項についてはまだ不完全なものである。

日本学術会議主催公開講演会
身体・性差・ジェンダー
生物学とジェンダー学の対話

日時 平成18年7月8日(土)12:30~17:30
会場 日本学術会議講堂(定員250名・参加費無料)
主催 日本学術会議
後援 東北大学 21世紀COE「男女共同参画社会の法と政策」、お茶の水女子大学 21世紀COE「ジェンダー学のフロンティア」、東京大学男女共同参画室、名古屋大学男女共同参画室、理化学研究所脳科学総合研究センター、女性科学研究者の環境改善に関する懇談会(JAICOWS)、男女共同参画学協会連絡会、大学等の男女共同参画推進ネットワーク、ジェンダー関連学協会連絡協議会、ジェンダー法学会、ジェンダー史学会、日本女性学会、国際ジェンダー学会、日本スポーツとジェンダー学会
協力 (独)メディア教育開発センター
SCS(衛星通信を利用した大学間ネットワーク)を利用し配信します

プログラム

12:30~ 開会・メッセージ

黒川 清(日本学術会議会長)
猪口 邦子(内閣府特命担当大臣(少子化・男女共同参画)、日本学術会議会員)
江原由美子(首都大学東京都市教養学部教授、日本学術会議会員、学術とジェンダー委員会委員長)
<総司会> 後藤 俊夫(中部大学学監、日本学術会議会員、学術とジェンダー委員会副委員長)
<コーディネーター> 大沢 真理(東京大学社会科学研究所教授、日本学術会議会員)

12:50~ 講演

原 ひろ子(城西国際大学大学院人文科学研究科客員教授、日本学術会議連携会員)
「男女共同参画社会の実現と学術の役割」
上野千鶴子(東京大学大学院人文社会系研究科教授、日本学術会議会員)
「ジェンダー概念の意義と効果」
束村 博子(名古屋大学大学院生命農学研究科助教授、日本学術会議特任連携会員)
「女と男はどう違う? - 生物学視点から - 」
大内 尉義(東京大学大学院医学系研究科教授、日本学術会議連携会員)
「性差医療の可能性」
井谷 恵子(京都教育大学教育学部教授、日本学術会議特任連携会員)
「ジェンダー研究からみた体育・スポーツの可能性と課題」

15:05~ 質疑・討論

<ディスカッション>

五十嵐 隆(東京大学大学院医学系研究科教授、日本学術会議会員)
加賀谷淳子(日本女子体育大学客員教授、日本学術会議会員)
黒田 公美(理化学研究所脳科学総合研究センター基礎科学特別研究員)
竹村 和子(お茶の水女子大学大学院人間文化研究科教授、日本学術会議連携会員)
長谷川真理子(総合研究大学院大学教授、日本学術会議連携会員)
松田 昌子(山口大学医学部教授)

17:30~ 閉会挨拶

辻村みよ子(東北大学大学院法学研究科教授、日本学術会議会員、男女共同参画分科会委員長)

(注) 当日の配付資料は、日本学術会議HPをご覧ください。

<http://www.scj.go.jp/ja/info/iinkai/gender/siryol.pdf>

日本学術会議公開シンポジウム

ジェンダー視点が拓く学術と社会の未来

主催 日本学術会議学術とジェンダー委員会

後援 東北大学 21 世紀 COE プログラム「男女共同参画社会の法と政策」

日時 平成 18 年 10 月 30 日 (月) 14:00 ~ 17:00

会場 日本学術会議 6 - C 会議室

挨拶 **江原 由美子** 首都大学東京都市環境学部教授、日本学術会議会員、
学術とジェンダー委員会委員長

司会 **山内 章** 名古屋大学大学院生命農学研究科副研究科長、
日本学術会議特任連携会員

報告 **渡辺 美代子** (株)東芝 研究開発センター グループ長、日本学術会議連携会員
「科学技術とジェンダー」

中道 仁美 愛媛大学農学部助教授
「農学とジェンダー」

辻村 みよ子 東北大学大学院法科学研究科教授、日本学術会議会員
「法とジェンダー」

大沢 真理 東京大学社会科学部研究科教授、日本学術会議会員
「社会政策とジェンダー」

コメンテーター

遠山 嘉一 日本女子大学大学院理学研究科客員教授、日本学術会議連携会員

川口 章 同志社大学政策学部教授

桜井 万里子 東京大学名誉教授、日本学術会議会員

コーディネーター

姫岡 とし子 筑波大学大学院人文科学研究科教授、日本学術会議連携会員

(注) 当日の配付資料は、日本学術会議HPをご覧ください。

<http://www.scj.go.jp/ja/info/iinkai/gender/siryo2.pdf>